

令和7年3月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和7年3月4日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

---

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定について

議案第10号 勝浦市子ども未来応援基金条例の制定について

議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

- 議案第12号 地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第13号 職員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第16号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第22号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第23号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第24号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算
- 議案第26号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 財産の無償貸付について

---

## 開 議

令和7年3月4日（火） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

---

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定について、議案第10号 勝浦市子ども未来応援基金条例の制定について、議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号 職員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第16号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上12件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうからは、議案第9号、10号、11号、12号、17号、18号についての6件についてお伺いします。

議案第9号 勝浦市デジタル化推進基金条例の制定についてであります。基金条例は、基金3億円を財源として、5年間でデジタル技術の活用により行政サービスの向上及び行政運営の効率化を図る事業を推進するため制定しようとするものであります。令和7年度の基金の取崩しは5,487万6,000円の予定であります。当初予算の中では、デジタル化推進事業という名前では594万3,000円の計上で、差額が4,893万3,000円です。この基金の具体的な内容及び予算計上計画についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。高橋情報政策課長。

○情報政策課長（高橋吉造君） お答えいたします。この基金につきましては、デジタル社会形成基本法やその関連法律により全国的に地域社会のデジタル化が推進される中、勝浦市においてもデジタル化を推進すべく策定しました勝浦市DX推進計画で定めるデジタル技術を活用した行政サービスなど、4つの基本方針に関連する事業を着実に推進していくために財源を確保するための基金でございます。

活用方法の具体的に言いますと、令和7年度当初予算においては、デジタル化推進事業のう

ち、AIチャットボットシステム使用料や異動受付支援等システム使用料などに係る経費594万3,000円を基金から充当させてもらう予定でございます。

そのほかでございますが、主なものでは、OA機器借上料など、情報管理費の一部経費に3,191万8,000円、コンビニでの証明書発行を行う証明書等交付サービス事業に565万1,000円、小中学校で扱う学習支援ソフト使用料など、小中学校運営経費等の教育関連費用にも1,182万8,000円を基金から充当させていただき予定でございます。

今後の予算計上についてでございますが、行政サービスや行政運営のデジタル化の進捗状況を確認しながら、適宜デジタル化の推進するための事業に基金を活用させていただきたく考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、加藤副市長のほうに聞きます。この財源としましては、ふるさと応援基金からされているというような形で説明されています。そうしますと、照川市政が目指していることに寄与するというような形の基金でないといけないのかなというような感じがします。やはりふるさと応援基金というのは、故郷への恩返しというような性格があつて、借上料とか、そこで止まるのではなくて、勝浦市の発展のためにどう使うのかということの説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。勝浦市デジタル化推進基金につきましては、先ほど高橋課長から答弁させていただいたとおりの内容でありますけども、この基金の造成に当たっては、まず庁内の業務でいえば、業務の効率化という点で、例えば今は有線でつながっているインターネットを無線にして、どこにいても誰でもつながるようにすると、そういったことで業務の効率化を図っていきます。また、政府主導でやっていますガバメントクラウドの導入控えておりまして、これについては戸籍や国保等のシステムを、政府が調達したものを各自治体が同じものを使うというような運用の変更もします。こういったことで庁内の業務効率化しながら職員の働き方改革等を進めていく、まず、これが1つ。

もう一つは、市民サービスの面で、例えばAIチャットボットを導入しますとか、あとはLINEを導入する、それから、もう進めていますけれども、キオスク端末を設置して、郵便局、コンビニ等で証明書等が発行できる、そういった事業を今進めているところであります。これについても、極端に言えば、市役所に来なくても同様のサービスが受けられるようになる、シームレスにサービスにアクセスすることができる、そういったことを念頭に置きながら、市民の皆さんも利便性が実感できるような事業を展開していくために、このデジタル化推進基金を造成する、そういったことであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、続きまして議案第10号 勝浦市子ども未来応援基金条例の制定についてということで、昨日、先輩議員の一般質問でございましたけども、ソフト面、基金充当7事業を着実に推進するというところで、私も、この事業については、市内住民ではなくて、広く市外の者にも周知し、転入者の増加を図るべきというふうに考えています。これらの事業の周知方法ということですね。1人増えれば、地方交付税も約10万円ぐらい増えるのかなというところもありま

す。勝浦市だけではなくて、ほかに発信することによって人口の増加につながるということが考えられますけど、これについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。市内住民はもちろんのこと、特に市外からの移住を検討している方への周知は重要であると考えております。市のホームページ、そこから移動できる各種特設サイト、市のLINE公式アカウントなどを積極的に活用して周知を図ってまいります。

さらに、移住・定住支援事業のプログラムとは積極的に連携して周知を図ってまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） これもふるさと応援基金が入っていますので、これも加藤副市長のほうに聞きます。

この7事業というのが、ソフト面というような形で考えられます。そうしますと、ソフト面を充実しますけども、今度はハード面というところが出てくるのかなということであって、働く場とかそういうところ、またそういうのを、このふるさと納税を使うんだということで、市の方向性についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。議案第10号はこども未来応援基金ということですけども、今回、7策、ソフト事業を入れさせていただきます。これについては、7策、体系的にやっている自治体というのは、関東では我々だけではないかなと。我が国においてもトップクラスの子ども施策、これを展開していくという意気込みであります。これによって、しっかりと子どもを増やしていく、まずはここにコミットしていくわけですけども、議員おっしゃるとおり、働く場の創出、それから学校、教育環境の整備等、一体的にやっていかなければならないと思っています。

現に令和7年度の予算で、例えば住む場所であれば、移住体験住宅を増やして空き家の活性化をしますといったところ、それから雇用については、具体的な予算については入っていませんけれども、企業誘致をこれから注力していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございました。

じゃあ続きまして、議案第11号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということなんですけども、市がこの施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもののうち規則で定める団体とするとの一部改正であります。本市が派遣可能となる派遣先について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。本条例の根拠となります公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律におきまして、職員を派遣することができる団体を一般社団法人または一般財団法人、地方独立行政法人、特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの、また地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織で届出を済ませているものと規定しています。

この中で、特別の法律により設立された法人で政令で定めるものにつきましては、国が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令におきまして、113の団体を規定しております。

本市におけます身近な団体として一例を申し上げますと、土地改良区、医療法人、学校法人、社会福祉法人、商工会、農業協同組合、漁業協同組合が定められているところであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それだと、これまで規定されています勝浦市土地改良区、社会福祉協議会、海中公園センターは今後も規定されるというふうに考えますが、綿密な連携を有する法人には、シルバー人材センター、広域処理される水道事業等の職員派遣、国県への派遣はこの条例によるものなのか、別の根拠によるものなのか、これをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。現在、本条例に基づき市の正規職員を派遣している団体につきましては、勝浦市土地改良区のみでございます。社会福祉法人勝浦市社会福祉協議会及び一般財団法人千葉県勝浦海中公園につきましては、当該団体からの職員の推薦依頼によりまして、市のほうでは退職者を推薦しているところであります。このため、市職員の派遣ではなく、当該団体が直接雇用している状況にあります。

また、県及び広域市町村圏事務組合への派遣につきましては、地方公務員法第39条の規定によりまして、協定を締結することにより、職員を派遣しているところでございます。このため、職員派遣の根拠につきましては、本条例ではなく、地方公務員法が根拠となっているものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。その中で派遣の今度は身分、それと処遇について、これはやはり処遇、同等な形でいいかなと思いますけども、それについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。本条例に基づく市職員の派遣につきましては、市職員としての身分を有することになります。また、派遣の条件等につきましては、派遣先と協定書を締結することによりまして、その中で身分や給与、福利厚生などについて明記することになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、続きまして議案第12号 地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、令和6年の人事院勧告により地域手当を支給することができるとの条例制定及び関係条例の整備ということですが、千葉県の級地と支給割合は5級地4%であり、支給割合の引上げを要する財源の状況を踏まえ、段階的に行うとされています。本市において支給割合は2%ですが、その支給割合を決定に至った理由についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。地域手当の支給地域につきましては、令和6年8月8日付の人事院勧告によりまして、市町村ごとから都道府県を基本とする見直しがされました。

これにより支給割合が、千葉県は4%とされたところであります。

人事院によります職員の給与に関する報告の中で、支給割合の引上げは、改正に要する原資、財源の状況等を踏まえ、段階的に行うこととし、令和7年度の支給割合を、千葉県など5級地におきましては、2%と示されたところでございます。これに基づきまして、令和7年度当初予算へは、地域手当の支給割合を2%として計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

それでは、この地域手当の財源についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この地域手当の財源といたしましては、交付税を含みます一般財源ということでございます。現時点におきましては、詳細に交付税額への影響ですか、それを算出できるすべ、情報も乏しいところではありますが、本市での令和6年度の交付税の算定結果を基に、あくまでも推定値として述べさせていただきますと、地域手当率2%では、基準財政需要額への反映は200万円から300万円の間での数値を見通すところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 千葉県の市町村の中では、財政難を踏まえ、若手を除く一般職と市長ら特別職の給与を新年度に限り削減する方針で、一般職で月額2%、特別職で15~8%減、また地域手当は支給を見送るとの情報があります。本市において、今後の支給割合の見込みについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。今後の地域手当の支給及び支給割合につきましては、今後の財政状況の推移を見ながら検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、続きまして議案第17号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、この中で助成を受ける方法の一部改正というふうに考えていますが、これまで当該保険医療機関に受給券と被保険者証を提示する方法ということになっていましたが、今回の改正で被保険者等であることの確認を受け、受給券を提示する方法に改正されたという形なんですけども、この条文の中で、この確認を受けるということなんですけども、これはどこで誰から確認するのか、これを一つお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。この一部改正は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本とする仕組みへ変更されることに伴う改正であります。現在、医療機関等の窓口で被保険者であることの確認方法として、従来の健康保険証、マイナ保険証及び資格確認書を提示する方法があります。

改正後の条例では、この被保険者であることの資格確認の方法として被保険者証を提示しなければならないとしていたところを、被保険者等であることの確認を受けとしたものであり、

医療機関の受付などで子ども医療の受給者が健康保険証と子ども医療の受給券を現在提示して資格を確認してもらっていることと全く変更はございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、最後のですけども、議案第18号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この内容としましては、受益者負担の適正化の観点から市外の者の使用料を改定しようとするものでありますが、令和5年、令和6年度の最近の火葬数について、市内、市外の数が分かりましたら、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。令和5年度火葬件数は348件で、うち市外の者に該当する方は23件でありました。令和6年度は1月末現在、火葬件数321件、うち市外の者に該当する方は24件であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、当初予算にもちょっと見ましたけども、当初予算でいきますと、市内のほうは310人の火葬、市外が30人と、約同じような形で推移をしているのかなと思います。そうしますと、これも亡くなった人が300人、出生が、この前の話だと50人。そうしますと250人が毎年毎年減ってきますよということでありまして、10年で2,500人、20年で5,000人、40年で1万人というような計算になっていると。これは現在の状況のかなというように形で考えています。これにつきましては、やはり子どもを増やす、人口を増やす、これは施策は進めていってほしいなというふうに考えますが。

あと火葬場は建設されて何年になるのかお伺いするとともに、やはり亡くなった方の最後の別れの場所であり、市内、市外からも訪れる方もいることから、使用料の改定のこの機会に、施設の点検、必要な修繕をすべきというような考えをしています。ということは、やはり火葬場で今、火葬のときに食事をする、これが親戚とか来たときの最後の忌中払いとか、それが今、火葬場でやられているというところがあります。やはり来た人の考えとしましては、ここで火葬してよかったなど、ここで忌中払いができてよかったなというような形であれば、20年もたったこのものにつきましてのその修理というものも必要なのかと。受益者負担ということもございましたので、これについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。かつうら聖苑は、平成17年10月に稼働を開始しております。本年10月に20年を迎えようとしている施設でございます。令和5年3月策定の個別施設計画で指摘のありました修繕の必要な箇所につきましては、計画的に修繕を行いたいと考えております。令和7年度においては、雨漏りの修繕工事を予定しております。

また、稼働開始から20年を迎え、老朽化している施設、こちらの意匠、構造、設備、それぞれの状況を踏まえまして、計画的に更新や修繕をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） この財源等につきましても、回り回って、ふるさと納税の関係も出てくるのかなと思いますけども、そういう面としましては、おもてなしというようになところを考えていただきたいと思ひます。

これで私の質疑を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私のほうからは提出したものは、9号と10号、18号と20号、4件でございます。

前段者もダブっている部分があるので、まず10号のほうから伺います。10号については、こども未来応援基金条例の制定ということでございます。昨日も、このこども未来応援については一般質問でもいろいろとお話がありまして、私的には理解をしているところではありますが、今回、基金条例ということで、基金も先ほども前段者のほうの話もありましたが、私はここに、なぜ基金を積む必要があるのかというちょっと疑問があったので、質問させていただきます。

こども未来応援課ができて、子どもの未来のための、先ほど副市長からも、将来のための対応、全国でも非常に、この対応については優れているという内容がございましたが、これ一般会計のほうの事業としてやるにおいては、私、基金をつかって、その中でやっていくというのは、将来計画については必要なんじゃないかと思いますが、一般会計の中で通常の予算計上してやっていけばいいのかなというふうな、これは思いがありましたので、なぜ今、基金をつくる必要があるのかについて、まず1点お伺いします。

ですから、そうなりますと、基金であれば基金を計画的に使っていった後に、当然減額してくるわけですから、そこに充当していくという、その原資がどこにあるのかについてお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。基金につきましては、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持管理する目的で設置されるものであります。この条例では、第1条で、安心して子どもを産み育て、子どもが生き生きと育つ環境を整える子育て施策の充実に必要な資金を積み立てるため設置すると規定しております。具体的には、令和7年度から勝浦市総合計画の最終年である令和16年度までの10年間を見通した子育て施策を実施するため、その財政需要等に備える原資として基金に積み立て、各年度において元本を取り崩して事業費に充当する元本取崩し型基金として維持管理していくこととしております。

確かに基金につきましては、使途が特定の目的のために限定されてしまいますが、この条例では子育て施策の充実に目的としており、その事業を特定しているものではありませんので、令和7年度から実施する事業も一定年数で評価・検証して、事業の見直しを検討するとともに、新たな課題に対応する事業に振り替えるなどの対応も必要と考えております。

基金の原資につきましては、ふるさと応援基金から繰り入れます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今の課長の答弁で大体分かるんですけど、やっぱりこれ市長の思いが非常に強い子育て応援ということで事業化されてきます。これは市長の思いというよりも、勝浦市の将来を考えたときには、これは本当に必要な部分ですし、将来子どもを、やっぱりこれ以上、人口もそうですけど、子どもの数を減らさない、もっと増やしていくというためには、本当にこの事業は大事なものだと思います。

ただ、この事業をやるに当たって、先ほども1回目で言いましたけど、もっと柔軟な予算ができていいのかなと。基金だとある程度、枠にはまった中での事業となってしまうんじゃない

かなと思いますので、その辺の財政課長にちょっとお伺い、こっちが指定して申し訳ないけど。そういう使い方、基金の積立て方、あとは原資がふるさと納税、今ありましたけど、その辺の使い方が財政的にはどうなのかということについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。確かに議員仰せのとおり、いろんな使い方は研究していく余地っていいですか、ところがございます。ただし、先ほど加藤副市長からも答弁させていただいたように、全国トップクラスの子育て支援施策ですか、そういうときにはやはり、ふるさと原資となりますけれども、そういう基金を活用させていただいて、向こう10年、計画した中での貴重な財源として活用させていただきたいと、そのような考えでの基金建てでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） このことについては、やはりもうちょっと柔軟に、この事業ができるような、そういう考えを持って、さらに、います。全国でもこれだけのものをやるというのは、これからやっていくんですから。ですけど、さらにそれに拍車をかけるような、とにかく勝浦市が、この子育てについては、SNSでも全国に発信していけるような対応をぜひお願いしたいと。せっかくやるんですから、これは全国1位になりましょうという、そんな思いがあります。ですから、以上で、これは答弁要りません。

次に議案第18号、これも前段者のほうから質疑ありましたが、私もここについてはちょっと思いが強いので、改めて質問させていただきます。火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提出は4点出してあります。

先ほども重複している部分ありますが、まず聞きたいのは、なぜ今改正する必要があるのか。これ3年前に、実は市民に対して大幅な改正しました。私はこのときも実は反対をしています。なぜ反対したかという、やっぱりそれ以前の思いがあったからでありまして、この市民に対して6,000円から1万円にした令和4年からの改定については、ちょっと納得いきませんが、これは当然、今、その1万円という金額になっていますので、それをどうのこうの言うつもりはありませんが、今回は改めて、そのときにやらなかった市外者。

市外の者については、これ平成17年のかつうら聖苑ができた当時にもいろいろ検討した経緯があります。そのときには市外の者の定義を、遺体というか、御遺体を火葬するんですけど、御遺体、亡くなった方が市外の方か、もしくは単身でいて、高齢者で勝浦にいて、あとは御家族が市外にいた場合もありますが、申請者がそういう場合で、市内の方が御遺体になった場合は、当然、市内の者。

ただ、逆のこともありまして、申請者が市内で御家族が外の場合、これについても、やっぱり市内の方。どちらかが市内に住所を有すれば市内という扱いにしたと思いますが、その辺の確認と、なぜ今これをやるかということが、まず第1点。

そして、以前から使用料、何年か遡っていきますと、変更しています。直近では、だから令和4年、その前は平成17年のかつうら聖苑が稼働を始めた10月1日からの料金改定。それ以前は、何回かやっていると思いますが、そこところは特に問題としていなくて、かつうら聖苑の稼働後、なぜこのようにやってくるのか。

要は、火葬場の料金をあまり変えたくないというのが私自身の気持ちではありますが、

その辺について、いつ、どのような改定がされたか、分かる範囲でお伺いしたいのと、そのときに改定したときの理由が分かれば、さらにお伺いしたいと思います。

それと、先ほどもありましたが、私の場合は直近、過去5年間の今回提案されている別表の6条関係の5項目、使用区分ごとの利用者の推移が分かれば教えてください。

最後に、これ市内の利用者と市外の利用者の使用料の違い、これについて説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。まず、なぜ今改正することになるかということでございますが、使用料の定期的な見直しをしております。その中で今年度、火葬1体当たりに係る経費を計算したところ、現行の使用料との乖離が見られたので、市外の者の使用料を、受益者負担の観点から、額の改正を行うものであります。

算出に当たりましては、使用料の見直しに関する基本方針を基に、御遺体1体を火葬する経費を算出しており、算出には施設に係る光熱水費や保守管理委託料等の諸費用、減価償却などを足し上げ、算出しております。

市外の者に関しましては、現行3万円の使用料で火葬を行っておりますが、火葬1体に係る経費が3万6,059円でありましたことから、使用料との乖離があるとのことから、利用者負担の適正化の観点から改正を行うものであります。

次に、これまでの使用料の改定の年度とその時点の理由というところでございますが、先ほど議員おっしゃったとおり、平成17年10月のかつうら聖苑稼働に合わせまして、市外の者の使用料を9,000円から3万円に改正しております。その後、令和4年4月に、区分を15歳以上を12歳以上に変更、使用料を12歳以上6,000円を1万円に、12歳以下3,600円を7,000円に、死産等1,500円を3,000に改正しております。

そのときの理由は、使用料原価に乖離があり、受益者負担の適正化のための使用料の見直しということになっております。

続いて、直近5年間の区分ごとの推移でございますが、令和5年度から平成31年度までということで回答させていただきます。

令和5年度は市内12歳以上が323件、死産が2件、市外の12歳以上の方が23件、合計348件です。令和4年度、市内12歳以上が291件、死産が1件、市外12歳以上が24件、合計316件です。令和3年度ですが、市内15歳以上が304件、四肢の火葬が3件、市外15歳以上が26件、合計333件。令和2年度、市内15歳以上330件、死産が1件、四肢が2件、市外15歳以上が11件、死産が1件、合計345件です。平成31年度は、市内15歳以上301件、死産が1件、四肢が1件、市外15歳以上が12件、合計315件となっております。

市外と市内の使用料の違いでございますが、市の施設は市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、火葬場の使用料に関しては、火葬1体に係る経費、使用料原価でございますが、市外の利用者は100%、市内の利用者は25%としております。

市内利用者の負担の考え方は、民間で提供されにくい必要不可欠な施設ということで、利用者25%、公費75%に該当することから、市内の料金については、1体に係る経費の25%としております。

申請者が市内、市外の取扱いの関係でございますが、先ほど議員申したとおり、市内、市外

の方で、市民の方であれば市内扱い、喪主の方も亡くなった方も市外である場合は市外の扱いとなります。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 細かい数字までありがとうございます。

なぜ今改定しなければならないのかは、要は、ここで話すのもあれですけど、御遺体を1体焼くのに、設備費から、燃料費から、全てのこの経費を換算していくと、1体当たり3万6,059円かかっているんだということでございますが、これ、平成17年の……。今のかつうら聖苑の建設に関わったときにも、ほぼ、もうちょっと私は高かったような気がしたんだけど、そういう3万6,000円という数字が出されましたので、そうなのかということですが。これをやはり市内市外問わず、本来であれば同一にすべきだとは思っていますが、やはりこれ全国的というか、県内をいろいろ調べた結果で、市内と市外の料金、いろいろ随分差があります。市内の人は無料だという自治体も県内にもありますし、逆に言えば、都市部に行けば民間の火葬場もある中で、やはり自治体がやる火葬場、これは民間よりも安い価格でやっている部分もあって、これは1体幾らかかるから幾らになるということは全くなくて、その自治体の考えであって、1体10万円以上する自治体もありますので、実際、市外の方は。市内の方は、ただというところ、ただというか、ゼロ円というところも。要は市民に対して、そういうやっぱり配慮。

3年前のときも同じような話をしたかもしれませんが、必ずここは通っていく場所ということで、人生の中で最後の場所だということから、そういう思いもあります。

今回またこれを料金改定するということについては、私、いささか、これはどうなのかなというふうに思っている一人ではありますが、4万円という提案されているこのことについても、先ほど説明があったとおり、それだけのお金かかっているんだよということでもありますので、そのような提案になるんだと思いますが、これは今、私はこれはやる必要がないと。

もう1点伺いたいのは、現行の3万円から1万円上げられて、これ基本的な話で、死産とか、1万2,000円になっていますけど、これ4万円、1万円上げたところで、歳入におけるこの使用料の収入が、はっきり言って幾らでもないって言ったら、何か言い方おかしいかもしれないけど、歳入に対して影響はほとんどないんじゃないかなというふうに思いますので、なぜそれをそこまでする必要があるのかということについて再度お伺いします。

それと、直近5年間の利用者は分かりましたし、これから人口が減っていく中においても、やっぱりこのところは数字はそんなに変わっていない。過去5年前からしても、現在にしても、やっぱり300人台前後ということで変わっていないんですが、市外の者については先ほども説明があったんですが、そんなに多くない、30人程度ですか。ですから、ここを1万円上げて、どうなんだと。やはりこれは私は市の運営としては、このところはいじらないほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺で1万円上げた、この使用料がどのような数値になってくるのか、予定をお伺いします。

それと、市内の者と市外の者の使用料の違いは説明のあったとおりで、市内の者は結局は、4万円前後かかる、25%で1万円にしたんだと。これは前にも、この令和4年のときにあって、他の近隣市町村と比較しても、当時の6,000円は安いという判断で上げてきたという説明がありました。私は、この市内の者の料金と市外の者の料金が違うところについて、実はほかの、ちょっとこれは竹下副市長に聞くのが一番早いと思うので。

実は去年の12月議会の駐車場問題のときに、公の施設の料金の在り方について、竹下副市長のほうで、これは議事録読ませてもらいますと、全ての利用者に対して公平なサービスを提供することが求められている、公の施設は、したがって、市民だけではなく、利用者全体に対して公平なサービスということになりますということで、料金は市民だけ安いというわけにはいかないというようなことに対しての、これはあくまで駐車場のときの話なので、これと今回のやつが整合するのかどうか分かりませんが、ここについて、やっぱりどうも私は理解できない部分が、この去年の時点であったので、改めてちょっと私の誤解を解く意味からも説明をしていただきたい。

要は、公の施設の料金のこの市民と市民以外の差が出てくることについて。これで、そうすると、やっぱり以前から、火葬場に限らず、使用料を取っているところについては、市民と市民外の料金の差は、これ全国でありますから、どこにでも。そういうことからして、一応その確認というか、私のというか、これは市民にもこういうふうな説明ができていますので、この公の施設の利用についての料金の差異について、もう一度、この辺は確認をしておきたいと思えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。先ほど議員おっしゃられたとおり、令和7年の当初予算でも、市外の者に該当する方に関しては30人というところで積算しております。これ1万円上がったとしても、30万円の差ということでございます。

ただ、30万程度のものでおっしゃられましたけども、先ほど申したとおり、現行3万円で市外の方を火葬処理している中で、実際の経費が3万6,000円を超える金額がかかってしまっていると。そういうところで公平性、利用者負担の適正化の観点から、改正の提案をしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。ただいまの質問でございしますが、サービスの公平性ということで駐車場のほうについてはお答えしたいと思っております。そして、この火葬に当たってですけれども、火葬に当たっては特別法としての墓地埋葬法というのがあると思えます。それはもう鈴木議員も御存じだと思うんですけれども、その墓地埋葬等に関する法律の中身、これを調べると、あくまでも日本では法律に基づいて各自治体が火葬場を設営するというふうになっております。自治体単位で行うということになっております。そのため、自治体内の住民を優先して利用できるように、自治体外の人に対しては例外的な扱いとして行っているところでございます。

したがって、自治体内の人の料金につきましては自治体内の料金、それから自治体外については自治体外の料金としての設定というのが通例として行われているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） じゃ、次に移ります。最後に議案第20号、観光案内所設置管理条例ですね。

5点ほど出してありますが、まず観光全体として私お伺いしていきますが、まず職員、現在もう観光案内所、今回、興津・守谷、向こう閉めますと、最終的に1か所になってしまうんですね。駅前の案内所とありますが、KAPPYビジターセンターもあるということで、これまで

駅前の案内所は、私の最近の記憶ですと、開いていても人がいなかったということで、案内所に来た方はインターホンか何かでKAPPYビジターセンターとやり取りしていたようなことが記憶あるんですけど、現在はどのようにやっていて、これを1か所にするというか、今後、日時を変えて、営業時間を変えてやるということの条例案ですが、このところを、やっぱりKAPPYビジターセンターがあれだけの施設を持っているので、そこと私は一体化というよりも、もう1か所に集約したほうが、駐車場の問題等も含めて、いいのではないかというふうな思いがありまして、今回このような質問を出しているんですけど、そこについてお考えをお伺いします。

また、あと来訪者についても、実は私ども、そういう観光関係の仕事を少しやっていますので、来た方が言われているのは、勝浦に行って、駅前に行ったら人がいなかった、勝浦のこと聞きたいけど、どこに行ってもいいか分からない。私は、そのKAPPYビジターセンターの話をしてしましたら、全く分かりませんでした。以前、観光協会長にビジターセンターのサインが、表示が非常に分かりにくいので、もっと観光客に分かるような表示したほうがいいんじゃないですか、それで、そこが観光案内所だということにしたほうがいいんじゃないですか、これはちょっと道端の話ですけど、そんな話はした経緯がありますので、その辺についてもお伺いをします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在の状況でございますが、今年度は興津の観光案内所に前期1名配置しておりました。KAPPYビジターセンターで5名配置して、観光案内のほうをしていたところでございます。今後は勝浦の駅前観光案内所、今、無人化しているところでございますが、そこに1名、会計年度任用職員を1名配置したいというふうに考えております。

また、KVCのほうに集約したほうがいいのかというふうなお話でございしますが、現在、効率化の観点から、駅前の観光案内所を無人にして遠隔で御案内するとか、またKVCのほうで対応していたところでございしますが、今年度の改正によりまして、駅前の観光案内所に1名配置して、JRのお客様等を御案内できるようにしたいというふうに思っているところでございます。

また来訪者、KVCの観光案内所という機能が分かりにくいということにつきましては、しっかりと観光協会と相談しまして、表示の仕方等、改善してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 観光案内、非常に観光勝浦としては、ここは来たお客、観光客が、今はもうSNSの時代だから何でもかんでも情報としては入るんですけど、地元でやっぱり、この対面で話を聞くことも非常に大事だと思います。そしてまた観光の説明にしても、やっぱり人対人でやるのが非常に大事だと思うし、あとは電車の方も大事ですけど、その辺を含めて、駅からビジターセンターまで歩いて四、五分で来ちゃうところですから、ぜひともここは、私は今後、一本化というか、もう案内所よく分かるサインにして、一本化にしたいというふうな方がいいのではないかとということで御提案をさせていただきまして終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは私のほうからは、本日は議案第11号、18号、20号について、それぞれ質問をさせていただきます。

まず議案第11号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちら議案説明と資料等からは、これまで既定の団体3つが明記されてあったんですけども、これが今回の変更というのはどういうものかということ、個々の団体名称ではなく、その団体の概念というものに変更されました。その理由、目的というものはどういうものかをお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。組織名から組織の概念に変更する目的ということでございますが、まず派遣する側、また職員を受け入れていただく側、それぞれの団体におきまして内部調整等に時間を要することが想定されるため、即効性を担保することが効果的であろうと考えて、規則に委任する条例改正をしようとするものでございます。

また、職員の派遣に当たりまして、根拠条文等を調査研究する中で、近隣市の条例等を確認したところ、いすみ市、東金市、大網白里市、館山市、南房総市、市原市、木更津市など、多くの自治体で、その派遣先を規則に委任する形態が取られていました。そのようなことから、例規整備も一つの要因であると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。今の御回答の中で近隣の市町村、行政と表現を同じにする、一つは例規整備の意味合いもあるということです。それについてはちょっとイメージはできるんですが、すみません、今の御説明の中で、派遣する側、受け入れられる組織、それぞれでのこの即効性を図るという部分、ここについてちょっと理解がしづらかったのですが。

例えば今挙げられている3つの団体以外に派遣しようとしたときに、3つ以外には派遣できないことになるので、従来どおりであれば、その段階で条例の改定が必要、条例の改定を踏まえてから派遣受入れの検討をするということになると、それなりに時間がかかるという意味合いでの即効性という考えでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中ですが、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） この内容をについては理解いたしました。ただ、この時期、このタイミングでこの改定をされるという部分については、これ想像なんですけれども、何がしか具体的な事例を見据えての改定もあり得るのかなということであれば具体的に、今お話しできる内容であればお答えいただきたいのですが、こういった団体に何人ほど予定されているのか、ここでお示しできるものであればお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。派遣先についてでございますが、派遣先を予定している団体と現在協議を進めているところでございます。このため、大変申し訳ありませんが、回答のほうは控えさせていただきたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） それでは、続きまして議案第18号のほうに移りたいと思います。これは前段者のほうでも質問があったのですが、若干その視点が違うところから質問させていただきます。一部重複する部分もあるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうでは、この件、料金の決定方法、今回4万円という、この4万円の決定方法についてお伺ひしたいんですけども、こちら火葬場の使用料については、令和3年ですか、市内の者の使用料、これを改定した経緯がございます。そのときに質問をさせていただきまして、その中で、この料金の決定に対するルールというんでしょうか、基本的なものの御説明をいただき、理解をしたわけですけども、これが使用料の見直しに関する基本方針というものに基づきまして、1つは施設ごとに合理的に説明のできる算出方法、これによる試算ですよ、または、もう一つは、近隣団体とのバランスを考慮して設定するものですよ、このいずれかであるという説明を受けております。市内の者については後者、近隣団体とのバランスを考慮して料金の値上げという経緯が過去にございます。

それを踏まえまして、今回、12歳以上の者であれば3万円を4万円へと、資料のとおり引上げということになるんですけども、この料金を決定するに際して適用されたのは、先ほど申し上げました施設ごとの合理的算出方法による試算なのか、あるいは近隣団体とのバランスを考慮してのものなのか、こちらいずれかを教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。使用料の見直しに関する基本方針にのっとりまして計算をしたところ、現行の使用料といったあたりに係る経費の乖離が見られたので、改正することとしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 施設ごとに。先ほど挙げました2つのうちの合理的な算出方法による試算、これに基づくものというふうに理解をいたします。

ただ、今の御回答で前回、前回というのは令和3年の12月の料金値上げのときと同じ基準によって算出されているということについては承知をいたしました。しかしながら、これ議案説明なんですけれども、議案審議資料、これを拝見しますと、そうなるちょっと疑問として、なぜ県内火葬場の使用料平均がここにあるのかなど。私の疑問のスタートはここからなんです。別の基準があるのかなというところがスタートなんです。今の御説明では、あくまでも使用料の見直しに関する基本方針、そこで取り得る方法2つのうちの1つを適用しているんだということですので、それはそれでよいですけども、そうしますと、じゃあ、この4万円というのが妥当な金額なのかという判断する資料が、残念ながら今、私の手元には提示されていないということになります。やはりこの料金を定める条例、これを判断する議会、議員という立場からは、その根拠というものもお示しいただきたいなと考えているんです。その部分につきましては、本案は恐らく産業厚生常任委員会に付託されるものとは思ひますけれども、ここは私からの提案といたしまして、各委員が適正価格であることを判断できるような資料を

ぜひとも委員会に御提示をいただければというふうに希望として申し上げたいと思います。

続きまして、議案第20号です。こちらにつきましては、興津・守谷の観光案内所の廃止、この利用状況を踏まえての決定ということだと思っておりますけれども、興津及び守谷の海岸を中心とした観光スポット、これは市の観光資源としても非常に重要なものであります。これらに今後どのように誘客を図っていくのか、あるいは来訪された方に対する案内を含めたサポート、そういったものをどのようにフォローしていくのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今後の対応でございますが、今年度、実は既に廃止しております鶴原の観光案内所、これと同様に、興津の観光案内所につきましても、まず1点目は、JRの協力を得ながら駅舎での観光案内物の掲示や設置、またKAPPYビジターセンターへのお問合せの誘導、またホームページやSNS発信等の充実という、このような感じで対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。前段者の回答にもありましたね。駅の中で、その必要な部分についてフォローしていくということ。ただ、ちょっとこれ、私の個人的な気持ちというんですかね、自分が育って活動してきた地域でもあります。興津の駅前を見ますと、あの観光案内所は本当に最後に残ったとりでのような感じがするんですね。昔の話になりますけれども、バスが待機して、タクシーが待機して、お土産屋さんがあって、喫茶店が並んでいて。にぎわいという部分で最後のとりでとなる観光所、そこが閉まってしまうのは非常に寂しいなという思いもありますし、地元の方々にとっても、そういう思いはあるのではないかと推察します。がらんとしてしまう地域なんですけれども、やはり観光地としてのポテンシャルは残っているわけですから、これを活用しながら、あの地域、興津に限らずなんですけど、まずはイメージするのは興津の駅前というところを、もう少し盛り上げ、にぎやかな場所にできるよう、今後の施策の中で検討も含めてやっていただけたらと、私の感想で締めさせていただきたいと思いません。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、私のほうから議案第13号、それから19号について質問をいたします。よろしくをお願いします。

まず議案第13号についてなんですが、安心して子育てができる、あるいは安心して介護ができる、そういう制度をつくっていくということは大変重要なことだというふうに私も思います。ですが、それをきちっと職員が安心して活用できるというふうになるためには、事前の準備等が大変重要になってくるのではないかなというふうに考えました。そういうことから、時間外勤務の制限の対象となるお子さんの範囲が拡大されるに伴って、これに該当する職員はいらっしゃるというふうに思うんですね。推計で結構ですが、このぐらいの人数になりますよというようなことを教えていただきたいというのと、また介護のほうも同じように、このぐらいの人数を今のところ考えておりますということをお話いただければ大変ありがたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。現在3歳に満たない子を養育している職員は、現在12名であります。本条例の改正に伴いまして、令和7年度以降、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は23名、11名の増になるものと見込んでおります。

また、介護休暇の取得者、取得予定者でございますが、介護休暇の取得期間は最長6月とされております。現在、令和7年1月から介護休暇を取得している職員が1名おります。このため、新規に介護休暇を取得する職員が出なければ、令和7年度も1名の職員が、7月の初旬まで介護休暇を取得することになろうかと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。そうしますと、これから子育てのほうの対象者というのが最大では23人になるというお話ですので、私、実は自分の仕事の経験上からも、小学校の担任をしておりまして、小学校です。それで、実は坐骨神経痛を患って3か月ほど、50代の半ばで突然休職をせざるを得ないというような事態がありました。そのときに何を一番思ったかっていいますと、突然のことでしたので、入院しなくちゃいけない、それから治療もしっかりやらないと職場に復帰できない、そういうことも思いつつ、じゃあ、どなたが代わりに、私の担任の代わりにやってくくださるのかということで大変、有無を言わず入院でしたから、そんなことをベッドの上でいろいろと考えました。

つまり、自分がこういう制度を利用するということはいいいんだけれども、やっぱり周りに気兼ねをしちゃうということがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。そこで、そういう心配というか、そういう気兼ねというのは要らないよと、大丈夫ですよと、しっかりと子育てなり介護なりやってくださいということ、そういう雰囲気づくりというのはすごく大事だというふうに思います。

そのためには、本来だったらこの二十何人か、それから介護の方だったらお一人の方が安心してこの制度を利用できるようにするために、あなたの仕事はこういうふうにやっていきますからね、あなたの分は大丈夫ですよというような、そういう職員が心配せずにこの制度を利用できるような、そういう何というんですかね、うまく表現できないんですが、その残された仕事ですね、それに的確にこれ処理するというか、対応する必要があるだろうというふうに思いますが、その辺の手だてを伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。本制度を活用して時間外勤務手当の制限の申出があった場合につきましては、まずは係内において事務量を把握、そして事務分担の見直しや、場合によっては課内における一時的な応援体制の構築も必要になろうかと思っております。いずれにいたしましても、介護と仕事の両立を支援しながらも、組織全体の生産性と職員のモチベーションを維持する必要があると思っておりますので、職員同士でお互いの状況を理解し合うことが必要であると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案19号のほうに移りたいと思います。まず最初は、提案されている中身を見ますと、国保に加入する直近の世帯数及び加入数をお伺ひしたいというふうに思います。加入者ですね。それから、後期高齢者支援金分と介護分の賦課方式から平等割をなくした、2方式に改定す

る、この理由をお聞かせいただければありがたいです。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。初めに、渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。私からは、本市国民健康保険の加入世帯と加入者である被保険者数についてお答えいたします。令和7年1月末現在で、加入世帯は2,818世帯であり、被保険者数は4,026人です。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） 私のほうからは、平等割をなくして2方式に変更する理由を申し上げます。国が遅くとも令和18年度までに都道府県内ごとに保険料水準の統一を目指す中、千葉県においては賦課方式について所得割、均等割の2方式とすることが見込まれております。また、県内市町村の大多数、具体的には県内54市町村のうち51市町村になりますが、この団体が現在、後期高齢者支援金分と介護分については2方式を採用しております。これらを考慮し、見直すことが適切と考えました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 分かりました。先々を見ての改定というふうに理解をいたしました。

それで、具体的にどういう金額になるのかということをお尋ねをしたいと思います。改定後、現行と比べて、医療分、支援金分、介護分を合計すると5,800円の値上げになるのかなというふうに計算できます。間違っていたら訂正をお願いします。それから所得割もそれぞれの率を上げる、そういう案ですので、例えば夫婦40歳以上です。夫婦と、それから子ども2人、小学生1人、中学生1人の家族で、年収と書いてありますが、それは総収入ですね。所得ではなくて総収入500万円の場合、そういう家族の場合、国保税は1年間で幾らぐらいになるのでしょうかということと、また、それは、今年度の現行と比べて、どのぐらいの値上がりになるのかなということをお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。まず改定の内容でございますけれども、基礎課税分、いわゆる医療分でございますが、その所得割が0.3ポイント上がります。均等割が1,800円上がります。平等割は据え置きます。

後期高齢者支援金分については、所得割が0.1ポイント上がります。均等割について7,700円上がります。平等割は8,000円、これ廃止に伴って下がります。

介護分についてでございますが、所得割が0.4ポイント上がります。均等割が9,200円上がります。平等割は、廃止に伴って、4,900円下がる形になります。

それと、御質問のその夫婦と子ども2人の4人家族のケースでございますけれども、御質問のケースで、夫の給与収入が500万といたしますと、妻と子ども2人に所得がない場合で申し上げます。改正案で算出しますと、年間の保険税額は58万7,300円になります。現行税率で計算した51万8,800円と比較し、値上げ幅は6万8,500円になります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 今、物価高騰とか、本当に大変な中でのこの数万円の値上げというのは厳しいなということを感じました。そのことを申し上げて終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは、議案第10号 勝浦市こども未来応援基金条例について伺います。

前段者からも詳細な質問があったところではありますが、改めて、通告どおり、まずは今後の基金の運用計画について端的にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。この基金につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、各年度において元本を取り崩して事業費に充当する元本取崩し型基金として維持管理していくこととしております。令和16年度まで各年度の事業費について総額として4億5,000万と想定しております。令和7年度の取崩し額は3,661万9,000円ですが、令和8年度では3,900万円程度、令和9年度で4,170万円程度など、目標を達成すると目指している令和12年度まで、年間250万から300万円程度の額が増加していくと見込んでおります。その後は年間4,800万円程度で推移していくと見込んでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 元本取崩し型の基金として10年計画でやっていくということで、また原資はふるさと納税を充てるということで御説明ありました。取り崩していくことが前提の基金であるならば、そこまでしっかりとした予算の計画が立てているのであれば、これは一般会計の予算として毎年やっていくべきものなんじゃないでしょうか。

なぜそう思うかという、基金は基金として、いろんな考え方ありますけれども、例えば子どもの数が今30人前後ベースで考えていると思いますけども、市長の考えるこども未来に対する施策がうまくいって、60人、70人、80人と増えていく可能性だってあるわけですよ。そうすると予算もどんどん、今、課長がおっしゃられた予測よりも増えていく可能性もあるわけです。そうなったときに、必要になっていく予算、不要になっていく予算、あるいは見直さなきゃいけない予算で必ず出てくると思うんですね。毎年、予算計画の中でゼロベースで見直すというふうに予算編成方針の中であるとおおり、子どもに関わる予算も、その都度、時代に合わせて変遷していくべきだと思いますので、なぜ基金でこれをやらなければいけないのかということが、もうちょっと分かりやすく説明いただけるとありがたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。まず1点目、10年間で既定の期間としておりまして、その期間、この子どもに関する施策を頑張ってやっていくと。未来永劫やっていくわけではないということで御理解いただければと思います。

なぜ単年度でということですが、これも財政厳しい折、4.5億という範囲の中で必要な施策を毎年度毎年度見直していくということでもあります。

議員がおっしゃられたように70人、80人というのは、可能性としてはあるのかもしれませんが、極めて現実的ではないというところで、私たちは50人というところを目標にして、10年間でそれを達成していく。具体的に言うと、前年度比3割増しなので、5年間で達成していく、そしてその後の5年間はそれを維持していくということでもありますけれども、それを現実的なところと捉えて10年間基金を設定し、確実にやっていく。

議員がおっしゃるように、ローリングというのは毎年かけていきます。何でかけていくかという、単年度の出生数で増えたか増えていないか、増えていないのであれば何が必要なのか、何が効いていないのか、それを基金の範囲内で検討していく、限界をしっかりと自分たちで定めて検討する必要があるということです。

あとは増えたとき、どこから積み立てるのかみたいな話もありますけれども、今回10年で基金設定させていただいておりますので、国債、県債、それから財投機関債等で、基金の向こう5年で使わない部分については運用に回し、運用益を基金に積み立てる方針であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） よく分かりました。心配するのは、ふるさと納税を原資としてということがありますので、10年後に本当にまたこれ積み立てられるのかな、原資として利用できるふるさと納税が10年後にあるのかなというような心配があります。ですから、そうじゃなくて、その都度の勝浦市の身の丈に合った予算の中で、子どもの対する政策も考えていったほうがいいんじゃないかというところで、そういう意図で質問させていただいたわけではありますが、心配のとおり、10年後にふるさと納税が、このベースであるかどうかというのは分からないというふうに思います。

ですから、この基金の運用計画についても、今まで以上にしっかりと見定めていただいて、子どもの未来のためにしっかりと使っていただければというふうに思います。その点、改めてお考えが執行部からあれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） 議員おっしゃるとおり、基金については10年間ですけども、勝浦市については当然10年以降も続いていくわけで、その中で子どもの数というのを増やしていかなければいけないというのは永遠の課題だと思っています。ふるさと納税という制度がいつまで続くか分からないのはおっしゃるとおりですので、先ほど答弁しましたとおり、基金には限界がありますけれども、基金をうまく運用するなどして運用益を得る、そういった観点も持ち合わせながら、施策をうまく回していきたいと思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は総務文教常任委員会へ、議案第10号は産業厚生常任委員会へ、議案第11号ないし議案第16号は総務文教常任会へ、議案17号ないし議案第20号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第21号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第22号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第23号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第24号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、

発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私からは、令和6年度勝浦市一般会計補正予算（第6号）ですが、8項目、通告のとおり発言させていただきます。

まず、6ページ、2表であります。6ページの2表、継続費ということですが、この中に9款、中学校費、中学校トイレ改修事業1億5,439万1,000円。これは説明のほうでは、令和8年度までの継続費として、勝浦中学校に多目的トイレの新設及び改修工事費1億5,439万1,000円が計上されていますが、この改修は、令和6年度の勝浦中学校校舎長寿命化対策事業の校舎長寿命化を図るための改修工事調査設計との関係についてお伺いします。そういう計画をしているにもかかわらず、これが令和8年度までの予算を計上しているということでの、この関係についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。勝浦中学校の校舎トイレにつきましては、老朽化による破損や臭いがひどく、生徒、保護者からも早期改修の要望の声を聞いているところで、現在設計を行っている校舎長寿命化工事の中でトイレ改修も含めて行うことも検討はいたしました。長寿命化の改修は現在のところ基本設計、実施設計を行い、最短でも令和9年度からの工事となる予定であるため、トイレについては別に早急に対応しようと考え、昨年、令和6年度6月補正予算で設計について、今回の補正予算から改修工事についての予算を要求させていただいているところでございます。

なお、長寿命化の設計においては、トイレの改修を考慮しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、考慮してということですので、勝浦中学校が長寿命化というのになってくれば、それを使う期間、これもトイレも使うというような形の設計、改修がいいかなと考えていますので、よろしくお願ひします。

続きまして、2番目としまして、19ページ、市民税、現年度分が5,000万円の増、固定資産税が2,500万円の増、入湯税につきましては450万円の減ということが今回、補正予算にされています。この内容について、要因についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。市税に係るそれぞれの要因でございますけれども、まず個人市民税の増額については、個人市民税のうち所得割について、決算見込みが当初の見込みに対し5,000万円増になったものでございますが、この要因は、所得割の納税義務者1人当たりの課税額が当初の見込みより金額で約7,000円、率にして約7.7%増額になったことでございます。固定資産税については2,500万円の増額、内訳として土地が約1,400万円の増、家屋が

450万円の増、償却資産が650万円の増という内訳になりますが、土地の1,400万円の増については、宅地等の評価額に係る減額補正の措置、見込みについて、当初予算で見込んだ金額ほど減額がなされなかったためでございます。具体的には、土砂災害特別警戒区域に指定された宅地等については、宅地等に占める土砂災害特別警戒区域の面積割合に応じて評価額の5%から45%を減ずる措置を令和6年度から講じたわけでございますが、この見込みが、予算積算時に見込んだ金額ほど減額されなかったことが要因でございます。

次に、家屋の450万円の増加要因につきましては、令和6年度は評価替えでございましたので、家屋の評価については原則、通常、経年減価により評価額は下がります。これを考慮して積算したわけでございますが、全体として見込んだ金額ほど評価額が下がらなかったことが要因でございます。

次に、償却資産が650万円増の要因でございますが、償却資産につきましては近年、調定増に寄与しております大型大規模太陽光発電設備の経年減価に伴う評価額の減少、これについては十分注意して予算を積算しているところでございます。この見込みについては、おおむね想定したとおりの金額でございましたけれども、その他、新規取得や除却等の異動については、その予測を直近5年間の実績を基に見込んだわけでございますが、この部分が見込みより増加したためでございます。

入湯税の減額につきましては、令和5年度決算見込みに対し、直近5年間の推移を基に、全体として13.2%の増加を見込み、入湯客数を19万7,726人と見込んで計上しておりましたが、今回、16万8,941人に下方修正するもので、人数で2万8,785人の減、率にして14.6%減と見込んだためでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、2回目ということで、ちょっとお伺いします。先ほどの市税のほうの増については、1人当たり7,000円ぐらい高くなったというような答えがございました。この要因というか、課長、どういうふうな形で、この市民の所得が増えたのかというような考え方と、今、入湯税につきましては2万8,000円の減だというような形での、この要因というところを、税務課長の考え方でお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。住民税の所得割の増加は、納税義務者の所得が増加したことございまして、その傾向につきましては、うちのほうで毎年国が実施している課税状況調べがございまして、その中で各職業区分ごとに分析する表がございまして、その中で給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他の所得者、これは大体、不動産の貸付け等が想定される、見込まれるんですが、あと譲渡所得者、それぞれ6区分の区分けがございまして、その区分けの全てが、令和6年度については前年を1人当たりの所得が上回っているというような分析ができておりますので、職業に偏りなく、満遍なく納税義務者の所得が向上している、よい傾向ではないかと把握しております。

入湯税については、うちのほうで令和6年度の当初予算を見込むに当たっては、直近の推移を基に、それぞれの施設ごとに上昇率を見込んで計上したわけでございますが、実際そこまではいかなかったということでございます。ただ、令和5年度の決算と令和6年度の決算見込みを比較しますと、やはり若干伸びておりますので、全体的には伸びているというわけござい

ますが、予算で見込んだほど伸びがなかったという結果でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。5,000万も増えたということと450万マイナスですよというところが、現実の今回の補正になっていると。ここで聞きたいというのは、人口が減っていますよね、といっても市民税が上がっていますよというような要因と、今、入湯税につきましては450万減だということであれば、入湯税の事業というのが、事業者って決まっているということであれば、その見込みの数としまして、どこがそういうような見込みが違ったのか、全体的に下がったのかどうかということを知りたい。これはまた委員会のほうで聞かせてもらいますので、よろしくをお願いします。

続きまして28ページ、お願いします。コミュニティ助成事業補助金250万の減ということですが、助成事業不採択の内容について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。コミュニティ助成事業不採択の内容についてでございますが、令和6年度におきましては、小羽戸区が祭礼用備品の更新を目的とする事業実施に当たって、当該助成金を活用したい旨の申請がありました。これを受けまして、市が区市町村課を経由して、一般財団法人自治総合センターに助成金の交付申請を行ったところであります。結果のほうにつきましては不採択となりました。このため、歳入歳出予算において同額250万円を減額したところでございます。

なお、区市町村課の担当者に不採択の理由について確認したところ、本事業につきましては宝くじの収益を財源としておりまして、申請したから必ず助成金が交付されるものではなく、自治総合センターの予算の関係ではないかという回答でございました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、その上野地区の今回不採択だということ、これ毎年、助成事業というのは申請していると思います。各4地区があるというところがあって、不採択のその扱い方ということであれば、令和7年度にそれをまた申請をするような形にするのか、あるいは、いや、4年後にまた回ってきたときにするのか。これは区長会のほうの話合いとか、そういうのになってくると思いますけども、不採択になった、この状況と令和7年度どういうものをするのか、その方向性をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。本事業につきましては、過去に多くの要望があったことから、区長会において調整していただき、今、議員おっしゃられたように、勝浦、興津、上野、総野の4地区の持ち回りで申請をしているところでございます。令和7年度におきましては、令和6年度に上野地区だったということから、7年度は今度、総野地区の中からの申請になります。このため、総野地区において協議していただいた結果、宿戸区が現在申請しているところでございます。

なお、小羽戸区がこの4年後にどうなるのかということだと思いますが、一度不採択になったとしても再申請は可能でありますので、その辺を踏まえて再度、上野地区の中で申請区を選定していただくことになろうかと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは続きまして、28ページをお願いします。商工費の雑入でマイナス449万7,000円、地域をつなぐ商品等お届け事業における配送料収入の見込みによる減額補正ということですが、この内容についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この地域をつなぐ商品等お届け事業につきましては、令和5年度で終了いたしました商店街等にぎわい創出事業の陸送部分の収益性を検証するために実施していたところでございます。これにおきまして、6月補正において収益ラインである461万7,000円を歳入として計上していたところでございますが、決算見込みとしての収入が12万円であることから、449万7,000円を減額したところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） じゃあ、このものにつきまして、継続性ということをちょっとお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今後の事業の継続性ということでございますが、4月から実施いたしまして、当初は無料で運用していたんですけども、収益性の検証の段階で、7月からは実際に有料化いたしまして、収支均衡の面からも、現在まで検証を続けたところですが、今申し上げたとおり、決算見込みというのが12万円ということが分かってまいりました。したがって、来年度以降は行政サービスとしての実施はしない方針でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

続きまして42ページ、生活保護費をお願いします。これにつきまして、1,300万円の増ということの内容につきましては医療費扶助不足の要因ということが書いてあると思いますが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野申明君） お答えします。生活保護の医療扶助費につきましては、医療に要した費用の10割を現物給付するものであります。令和6年度において想定外の高額な手術費用を給付したところでありまして、年間の医療扶助費に不足が生じたものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、この1,300万円というのは今支出しますけども、これは国のほうから多分4分の3が支出されるという考え方でよろしいと思いますが、確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野申明君） お答えします。生活保護費につきましては、国から、国が4分の3費用を負担しておりますので、4分の3は歳入として入ってくるものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、続きまして有害鳥獣捕獲事業。47ページです。ごめんなさい。これがマイナス875万円の減だということですが、捕獲頭数の減少によるとの説明なんですけども、この減少をした内容について、これがイノシシ、キョンとかが少なくなったのか、あるいは、そういうことで捕獲頭数が少なくなった、それで減したのか、あるいはほかの要因が

あるのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。本市の有害鳥獣捕獲につきましては、勝浦猟友会に委託して実施しているところでございますが、その捕獲頭数は年度により増減が生じているところでございます。令和6年度におきましては、特にイノシシの減少幅が大きく、前年から1,600頭の捕獲を見込んでおりましたが、年度末の捕獲見込み頭数が890頭程度となる予定になりまして、44.4%の減少となる見込みでございます。近隣市町村においても、程度の差はございますが、同様の状況であることから、人的な要因等ではなく、気象状況等による山林内での餌の有無等の影響ではないかというところで推察しておりますが、正確な要因は判明していないところでございます。

また、議員のほうから質問の際にいただきましたけれども、苦情等が特に減っているとかというところはございませんので、付け加えさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） じゃ、猟友会のほうの活動なんですけども、これについて、課長のほうが今後の猟友会についてのその捕獲頭数の推移等についてどう考えているか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤副市長より質疑に対する答弁訂正の申出がありましたので、これを許可します。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） 先ほどの戸坂議員の議案第10号、勝浦市子ども未来応援基金条例の御質問について、私から本市が持つ出生数の目標を前年度比3割と答弁したところでありましてけれども、こちら前年度比1割の誤りでしたので、訂正いたします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 議長から申し上げます。市議会会議規則第55条第3項、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるができない、その規定を踏まえ、質問の際には特に留意を願います。

答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。猟友会の活動についてということで質問いただいたかと思いますが、今年度、令和6年度、残念ながら捕獲数減ってしまっていて、最終的に減ってしまいそうというところがございますけれども、これまでと同様に、捕獲頭数の増加に向けまして、協議をしながら、地元の声も聞きながら、有害捕獲事業に当たりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうですね。頭数が減ったということは、イノシシが減ったのかどうか、これちょっと疑問なところがあります。賢くなったというのも一つのことかもしれません。しかしながら、自分も農家やっていますけども、目標というのは頭数が増える云々ではなくて、農作業に被害がない、これが第一目標だと私のほうは考えます。ですか

ら、電気柵とかそういう策、いろいろな、捕獲もそうなんですけども、被害のないような対策をすべきだと私はそう考えますので、よろしくをお願いします。

続きまして、同じく47ページ、鳥獣被害防止総合対策事業、これも1,097万円の減です。補正前の金額は3,137万5,000円なんですけど、約3分の1の大幅な減額です。この要因についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。鳥獣被害防止総合対策事業についてでございますが、この事業は、国及び千葉県の補助金を活用しまして、市から交付を受けた勝浦市有害鳥獣対策協議会が実施しているものでございます。本事業における減額要因は2点ございます。

まず1点目でございますが、先ほどの有害鳥獣捕獲事業と関連するところでございますが、有害鳥獣捕獲数の減少によるものでございます。本件については、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業として、国の補助金を千葉県を経由して交付を受け、先ほどの有害鳥獣捕獲事業における報償費に追加支給する形で交付しているものでございます。よって本事業についても、有害鳥獣捕獲頭数が減少したことに伴い、その支給額も減額となっております。

2点目は、今年度、杉戸地区で設置いたしました電気柵について、国の鳥獣被害防止総合支援事業と千葉県の有害鳥獣被害防止対策事業を活用したものでございますが、入札の結果、入札差金が生じたことに伴い減額となったものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。頭数が減ったということの減額が大きな要因だというふうに考えます。

これ分かればいいんですけども、この47ページの有害鳥獣捕獲事業と、この総合対策事業について、令和7年度はどういうような形の予算要求、これ分かればということで、どういう形で要求したのか、もし分かれば、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。令和6年度で大きく捕獲頭数減少してしまいましたので、さらに減少とまではいきませんが、令和6年度に比べて減少する形で予算要求のほうはさせていただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 先ほども言いましたけども、被害のないような対策をお願いしたいなと思います。

続きまして、最後なんですけども、58ページ、教育費、中学校管理運営経費、これがマイナス452万1,000円。これは中学校の29ページ、中学校債というのがありまして、中学校空調設備整備事業債、この決算見込みを考慮して、マイナス730万円の減額ということになってはいますが、この歳入歳出、歳出のほうで452万1,000円、歳入のほうでマイナス730万円と、この差が出てくると。この差についての説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。勝浦中学校特別教室への空調設備の整備について、予算額は5,574万8,000円としておりましたが、契約額が5,122万7,000円と決定したことにより、入札の差金として452万1,000円を減額しております。また、起債の対象を精査したとこ

ろ、起債額が730万円減額となりました。よって、起債額が減額となったため、学校教育施設設備基金からの繰入金を歳入予算として277万9,000円増額することとして要求させていただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。この経費としまして452万1,000円ということは、これ減額のほうにつきましては、要因としまして、入札をした要因なのかどうか、それだけちょっとお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） 入札の要因であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私のほうから補正予算、議案第21号については、4点質問を出してあります。

まず1点目ですが、歳出予算のページ27ページ、ふるさと応援寄附金、これが今年度最後で4億円の減額ということで、決算見込みからの補正ではありますが、まず、この4億円を減額するとなった、いわゆるお金入らないわけですから、その減額するようになった理由をお聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。今回、個人分4億円減額で20億という決算見込みを立てております。その理由といたしましては、個人版のふるさと納税につきましては令和5年度に関して50億を超えましたが、昨年度の10月より、当時、本市で最も人気が高かった返礼品、寄附額全体の半数程度となっていた返礼品がラインナップから外れましたので、その影響を踏まえまして、当初予算半額程度と見込んで計上していたところでございます。

今回それ以上に減額となりました理由として、この人気の返礼品が勝浦市の返礼品全体の広告のような役割も担っていたというふうに考えておまして、一度御寄附いただいた方に別の返礼品を再度寄附していただくなどあったものが、残念ながら減少したことが主な要因と考えております。以上になります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 昨年10月から総務省の方針が変わったということで、これ固有名出すと、いわゆる、いすみ市にその製造元が移転してしまった部分が多いものだと思いますが、それだけではないと思うんですね。結局、それだけが4億の減額という理由にはならないと思いますが、全体を見て、この返礼品の増減があると思いますが、その辺大きく下がったのは、それは、いすみのほうの関係とあるんですけど、勝浦市内全体を見て、どのような対応というか、状況だったか、説明いただければと思います。

それと同時に、逆に言えば、企業版ふるさと納税が160万円増額になっていますが、それも併せてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。個人版のふるさと納税、御寄附ということで、繰り返しになりますが、主な要因としては、先ほどの人気の返礼品がなくなっ

たことに付随しまして、ほかの返礼品も御寄附が減ったということが原因かなと考えております。

企業版のふるさと納税につきましては、160万円増額で180万円というふうに入歳入を決算で見込んでおります。こちらにつきましては、既に180万円歳入がありましたので、それに合わせて増額補正させていただいているところですが、増額となった理由、こちらでも明確にお答えできなくて恐縮ですけれども、ホームページの掲載内容を分かりやすくしたりですとか、チラシを作ったりですとか、そういったところが少し寄附が多くなった理由かなというふうに分析しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） ふるさと納税については、午前中も話があって、この先、いろいろと流動的なものはあるんですが、ただ、勝浦のこの来年度も130億以上の予算を組めるのは、やっぱりこのふるさと応援基金があるからという部分は大きいと思うんですね。ですから、やっぱり市長の目指すところの勝浦市に対しては、この部分が1つの企業がではなくて、もっと市内の返礼品の開発とかやっている、もちろんやっていると思いますけど、その辺についてやっぱり、この中間的な代理店のようなところが、勝浦は今、何社、さとふるとかいろいろ、名前出すと、あると思うんですけど、これ新年度予算にも絡むので、ちょっとお聞きしておくんですけど。あと楽天グループさんとの連携協定というのも結ばれたというのが周知されていますので、楽天さんのほうもふるさと納税の関係はやっている会社ですので、そういうところ含めて、これからやっぱり減額というのを増額させるような方向性をどういうふうに持っていくのかについてお伺いをします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。市に昨年度、減額、昨年度においても、もう既に令和4年度よりも減額となっているんですが、新たな取組として、例えばクラウドファンディングによる寄附の募集の検討、それも続けており、来年度からは実際にやっていきたいと考えております。

また、新たなポータルサイトとして、具体的に申しますと、ふるなび、Amazon、JALですとか、そういったところで始めたりしており、寄附金額の見直し、ポータルサイトに掲載する写真の撮影会を開催、返礼品提供事業者向けの勉強会の開催など、しているところです。

寄附額の減少分を補うような対策を講じることというのは大変難しいのが現状ではありますが、今年度以降、また寄附額が増えていくことを目指しまして、また寄附額だけではなくて、ふるさと納税の運営によって地域の活性化につながるようなところも目指しまして、今後も費用等を考慮しながら、効果的な取組を検討していきたいと考えております。

あとですね。

○議長（佐藤啓史君） 課長、いいって。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） あと楽天との関係。よろしいですか。以上になります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、続いて商工費雑入、28ページの減額449万7,000円。これ前段者のほうで質問をしまして、おおむね了解はしましたが、その前年度のにぎわい創出事業からのこ

の関係を引き継ぐ形で市が事業化してやったということで、実際に数十万は収入があったのかな。ですが、見積りと実績とは大きな違いが出てきてしまったということで、これは当初の計画がかなり甘かったのかなと言わざるを得ませんが、来年度はもうこれは廃止するという方向だそうですが、当初見積りと実績の、この違いというか、差異が生じている、これがどういうことが要因なのか。結局、注文する人がいないから仕事がなかったということだけでは、これは説明にならないと思いますので、その事業がこのようになったことについてどのような、結果ですけどね、市としては、どのようなことがあったのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この事業なんですけれども、先ほども申し上げたとおり、にぎわい創出事業の陸送部分の検証、収益性の検証ということで始めさせていただいたところでございます。当初の見積りというところで、まず主なところで、配送料を見積もったところでございますが、配送料1個150円、1日135個を配送しようとして、そういうようなところから見積りをさせていただいたところでございます。これを2月まで実施しましたところ、トータルで600個ですので、8か月で600個でございますので、月にいたしますと75個であったと。実際は御注文いただくことにつなげることができなかったというところでございます。

これまでどのようなことがあったのかということでございますけれども、まず雇用については、にぎわい事業のスタッフを新たに買物サポーターとしまして、3名ですか、位置づけて、働いていただいているところでございます。

また、前事業者から引き継ぐに当たりまして、この運営については、私ども行政がやるのは本来の姿ではないというふうに思っておりましたので、民間事業者への移行というのも模索して、幾つかの事業者と協議をいたしました。実現には至らなかったというところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） にぎわい創出事業が、失敗という言い方したら語弊があるかもしれませんが、結果的には2年で終わって、それを引き継ぐ形で、いわゆる勝浦イーツですか、市内のに対してのこの配送を引き継いだということでもありますけど。私は、この問題は以前、補正が出たときに質問をしていたかもしれませんが、結果的にこれ市民が周知が非常に足らなかったんじゃないかなという私は反省すべきだと思いますけど、知らない人があまりにも多過ぎて、あと配達してくれるのがお弁当だけですかという、そんなことを聞いてはいます。だから、市のほうが、今、課長言われましたけど、これを運営するに当たっては、なかなか行政としての運営では厳しいものがあるということは確かに承知しますが、こういう事業を始めるに当たって、やっぱりそれなりのちゃんと覚悟を持ってやっているかということになるので、失敗しました、終わりですということではなくて、この失敗を次につなげていく必要はあると思いますので、そういうところでは十分な、何が原因だったというのはやっぱりよく検討してもらいたいと思いますので。これはこれで、もうこれ以上言っても、もう来年ない事業になってしまうので、一応そういうふうに思いますけど、やっぱり市が始める、行う事業については、十分検証した上で実施していただきたいということは思います。

この事業は当初、昨年6月補正だったんだと思いますけど、そのときに副市長がこの事業

について説明されていますので、副市長の考え、今回の結果についてどう思ったか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 竹下副市長、加藤副市長、どっち。

○6番（鈴木克巳君） 加藤副市長……。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。この事業につきましては、商店街等にぎわい創出事業から地域をつなぐ当該事業について、食品を配送する事業は3年間、実証事業としてやってまいりました。今御質問いただいているとおおり、収入については減額をさせていただいているところですが、予算を提案したところは、当然これを民業としてやっていただく上で、収益を確保するに当たっては、これぐらいを見込んでおかなければならないということで予算を提案させていただいております。ただ、結果、収入については12万程度というところで、これがいかに勝浦にフィットしなかったかということも、もちろんあります。周知のところも今御意見いただきましたけれども、なかなかこの予算の範囲内で周知する限界があったかなということもあります。

今回、我々のほうで最後やらせていただきましたけれども、このノウハウ、ノウハウというか、我々の至らなかったところも含めて公開をして、今後こういった都市型の食品配達業務というのはなかなか勝浦にフィットしにくいということも民間事業者の方々に情報提供していければなというふうに思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 終わった事業について、副市長まで答えさせて申し訳ありません。

続いて、歳出のほうの47ページ、これも前段者のほうから同じ事業についての質問がありました。私もその内容を聞いていて思うんですが、前段者が言ったことは確かにそのとおりでと思いますし、この事業については、もう30年以上も前から有害鳥獣の事業は行ってきていますし、毎年毎年頭数が増えていって、なかなか減らない。特にキョンなどについては、県のほうでキョン撲滅の対策もやっっているが、減っていかないと。先ほども言いましたように、勝浦市の事業はあくまで農作物の被害防止対策事業ということでやっていますが、まずお聞きするのは、この計画した頭数が達成できなかった、その最たる要因はまず何があるのか、1点目の有害鳥獣捕獲事業。

それと併せて総合対策事業、これについて同じ内容ですので、事業は違いますけど、有害鳥獣については同じ状況なので、その原因がどのように市のほうは考えているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員、確認ですけど、通告した有害鳥獣捕獲事業と被害防止総合対策事業、一緒に聞くということでよろしいですね。

○6番（鈴木克巳君） 今の頭数については一緒に。

○議長（佐藤啓史君） 頭数について。

答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。先ほども答弁させていただきましたけれども、市としては、これが原因というところをはっきりつかんでいるわけではございません。同じメンバーで同じような内容でやっても、令和5年度と令和6年度で非常に大きな差が出てしまったと

いうところがございます。ちょっと数字は発表できないんですけども、近隣の市、町においても同じような状況が見られますので、気象状況による山林内での餌の有無等で、わなのそばに近づかなかつたのではないかというふうには思われます。

ただ、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、目撃情報ですとか苦情その他が劇的に減ったというわけでもございませんので、今後も引き続き有害鳥獣捕獲事業を実施いたしまして、野山にいる有害鳥獣の絶対数をまずは減らしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 両方の事業の1点目、終わりましたので、まず、じゃ、それでは有害鳥獣捕獲事業のほうの2回目に質問させていただきます。頭数は減っていない。私も有害鳥獣が出る区域に住んでいますので、毎日のように、このキョンについては毎日見えていますし、最近ではイノシシがまた出始めている。確かにシカについては減ってきている。サルは私の住んでいるところには今、出没しないけど、近隣には出ている。いわゆる以前から言われている、この有害鳥獣、野生獣の被害防止ということであれば、いろいろ対策をしてくれているし、市のほうも補助金を出して対策をしている。ですが、なかなか減らない。これは原因が何かというところを、やっぱりしっかりつかんでおこなきゃいけないんじゃないかなというふうには私は思います。

そこで有害鳥獣捕獲員、これは猟友会もしくはわなの免許を持っている方等々の連携が必要ですし、ハンターの鉄砲においては、もうその資格者がいても、なかなかこの有害鳥獣に対して猟友会のほうでやっていくという人たちの人数と、あと、やっぱり高齢化もあって、なかなか人がそろわないという部分があるんですけど、ただ、今いる人たちが本当に一生懸命やっってもらうというのは確実ですので、そういうところをやっぱりもうちょっとケアしていくという部分も必要だし、あと捕獲、捕り方も以前から、私も提案をさせてもらった部分があったんですけど、やっぱり旧態依然の捕り方だけをやっている、これはもう頭数増えないと思いますので、その辺、新しい対応をやっぱり考えていってやってきているのか、その辺は以前にも提案させてもらった部分があるので、お聞きしておきます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。新しい狩猟の方法、有害鳥獣の捕獲の方法等につきましては、猟友会のメンバー、会長を含めて、検討させていただければと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 検討させていただければ、これからですね。私は以前にもう提案して、検討してもらっているものだと思っていましたので、その辺の検討がされたかどうかは、今後お願いをしたいというふうに思います。

あと、県のほうの総合対策補助金ですけど、これ説明がちょっと足らないので、いま一度、この1,000万円超える県補助金が減額となる説明についての詳細をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。先ほどの繰り返しになってしまうと思いますが、よろしくお願いたします。減額の要因は2点。

1点目が、有害鳥獣捕獲事業と関連いたしまして、有害鳥獣捕獲数の減少と。こちらは有害鳥獣の捕獲数に応じて、先ほどの有害鳥獣捕獲事業の報償費に上乘せをする形でお支払いをし

ている分ですので、当然、元が減れば、こちらの上乗せ分も減っていくと。

もう一つが、杉戸地区で設置いたしました電気柵、こちら区のほうに設置した電気柵ですけれども、こちらのほうが入札の結果、入札差金が生じたので、そちらの分を減額させていただいたという、この2点でございます。

合わせて1,097万円ということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから議案第21号、一般会計補正予算につきまして2点質問させていただきます。

まず1点目です。42ページ、生活保護費についてです。これにつきましては、先ほど同僚議員の質問によりまして、ここに掲示されています1,300万円の補正の内容については承知をしたところです。これが補正されるに当たり、生活保護、その事業全般についての状況をお尋ねしたいと思います。近年の受給者、その増減や傾向、要因など包括的に状況を教えていただきたいということが1点。

もう一つ、こうした方々の自立に向けた取組というのはどのようになっているのか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野申明君） お答えします。それでは、まず近年の受給者の増減や傾向、要因等ということで、まず各年3月現在の被保護世帯と人数につきまして、令和3年が123世帯で140人、令和4年が124世帯で132人、令和5年が125世帯で138人、令和6年が123世帯で139人、令和7年が118世帯、132人となっており、ほぼ横ばいの状況であります。

生活保護申請に至るケースは様々ではありますが、高齢者世帯では預貯金の減少により相談に至るケース、また稼働年齢の層では、傷病により職を失い生活困窮により相談に至るケースが多くなっております。

自立に向けた取組としまして、生活保護が廃止になった理由では、被保護者の死亡を除くと、年金を受給できるようになったケース、就労して収入を得られるようになったケースがございます。

就労による辞退者は各年度数名ほどではありますが、その就労に向けた取組につきましては、稼働年齢層で就労活動が可能な受給者とは面談を行い、ハローワークを活用するようにしております。

ほかには、被保護者就労準備支援事業を委託しているNPO法人による就労支援などがあり、長らく就労から離れている受給者の就労訓練や就労活動に関して不安がある方が活用しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。課長御説明のとおり、ここのところ横ばいですと。若干の入れ替わりがある中で、一部には就労にこぎ着けているというんでしょうかね、保護から離脱できる、そういう状況もあるということで確認をさせていただきました。

そこで、一方のこの生活保護費の受給については、これ全体ではないんですけども、これ、それを保護受給を認めるかどうかというのは若干行政によっても差異があるというようには何

っております。そうした中で一つ今問題となっているのは、全体とは言いませんが、その中のごく一部ということですが、外国籍者の受給の問題というのはあるかと思えます。

ほんの1つの事例、それで取り上げるわけにはいかないんですが、中には病気を患ったときに日本の国に在留をして、生活保護を受けながら高額医療費の補助というものを受けながら治療する、回復するとすぐ帰国してしまうと、そういうような報告も、確かな筋ではありませんが、私は見たこともあります。

そういった中で、もし分かればいいんですが、勝浦市において日本国籍、つまり邦人以外の受給者というのはいらっしゃるのでしょうか。分かる範囲でお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 手元にある資料では、ちょっとそこまで詳しいことは分かりませんが、最近のケースでは、その外国籍の方が支給に至ったという件はなかったように承知しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。手元資料、事前の通告でもありませんでしたので、突然の質問で申し訳ございません。

今のお話を伺った後で確認ということなんですけれども、この今回補正に上がった1,300万が突発的な特別高額医療の発生によるものと、そういうふうに承知しております。これは個別のケースですから把握していらっしゃると思うんですが、これが勝浦市の場合、これ外国人に対して支給されたものではないということは確認できるのでしょうか。回答いただけるものなのかどうかもちょっと分かりませんが、もしその辺の回答が可能であれば、その1点を確認させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。特にこの医療扶助費で高額な医療扶助が生じたケースにつきましても、外国籍の方のケースではございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。

では、2点目になります。48ページ、土地改良事業につきましてお尋ねいたします。現在、勝浦市ではほ場整備ということで、土地改良事業として名木木戸地区、大楠地区、大森地区と3地区において事業が進行中ということ承知しております。こういった事業、土木的にも時間のかかるもの、さらには換地であるとか登記、そういった手続的なものでも相当長い時間を要するものとは承知しております。とはいえ、いずれは完了して決着をつけるべき問題とも思っております。

したがって、これら3事業につきまして、今後この事業の完了というのをどの程度とし、いつ頃完了というふうに見込まれているのか、現段階での見通しをお尋ねいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。現在、勝浦市では土地改良事業、3地区で行われております。名木木戸地区、大楠地区、大森地区でございますが、それぞれ申し上げますと、名木木戸地区、令和11年度完了予定、大楠地区、こちらも令和11年度完了予定、大森地区、こちらも令和11年度完了予定となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。みんなそろって令和11年ということです。

これも先ほど申し上げましたように、その間には土木工事を含め、いろんな諸手続が完了するのは11年と、そういうふうな認識でよろしいのかと思いますが、やはりこれ、事業が1年延びれば、それなりに土地改良区への補助ですとか、そういったものが、また来年分、来年分とかかってくる性質を持っているかと思っています。1年でも早く完了を目指すべきと思うんですが、その辺の努力、工夫の余地というのは現段階で見込めるものかどうか、そういう性質のものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。土地改良事業の進捗につきましては、国の予算の影響が一番大きいと聞いておりますので、国のほうの予算を十分活用しながら、早急な事業完了に向けて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

先ほどの狩野議員の生活保護の外国人の受給についての答弁、福祉課長より答弁が追加でありますので、答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 先ほどお答えできなかった外国人の受給者でございますけれども、現在のところ、1名ということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 狩野議員、よろしいですか。

次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、何点か質問をさせていただきたいと思うんですが、まず最初に、47ページの有害鳥獣捕獲事業、この件につきましては、私より先に質問された2人の議員が同じような質問をし、担当課長から答弁をいただいております、私もしっかりメモすることができましたので、この質問は、今回は取下げをしたいと思います。

次に、54ページに参ります。木造住宅耐震化促進事業及びブロック塀等改修促進事業についてお尋ねをしたいというふうに思います。このところ、自然災害、地震あるいは津波などによって、そういう災害が頻発をしている中で、この事業というのは本当に大事な事業だなというふうに私も思っているところです。ところが、かなりの金額、両方合わせますと約800万近くが減額をするという事態になっております。どうしてかなということが、なかなか理解できないわけでありまして。多分、この間の市の取組によって申請者が今年度は少なかつたのかなとか、いろいろ思いましたけども、正直なところは分かりませんので、ぜひ教えていただきたいと思っております。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。木造住宅耐震化促進事業は、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却をしようとする者に対し補助金を交付しようとするもので、申請期間内に想定しておりました申請件数に達しなかったことによる減額でございます。

また、ブロック塀等改修促進事業は、通学路に面する危険ブロック等の撤去、新設に係る費用の一部を補助するもので、こちらも申請期間内に想定しておりました申請件数に達しなかったことによる減額でございます。

いずれの事業も補助金要綱で申請期日を12月10日までと定めており、この間に申請をいただ

いております。これは工事の年度内完成を考慮して設定したものでございます。

なお、各事業の申請件数を申し上げますと、耐震診断では当初、上限額15万円で5件として予定しておりましたが、申請件数は1件でございました。耐震改修は上限80万円とし、5件としておりましたが、申請がございませんでした。除却につきましては、上限額20万円で5件としておりましたが、こちらも申請がございませんでした。ブロック塀につきましては、上限30万円で10件としていたところでございますが、申請は4件でございました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 予定数よりも申請者数が少なかったということが原因ということ、よく分かりました。

それと、お聞きしますと、年度内に工事を完了する、そのために申請の締切り期間というのが若干短くなっているという、そういうようなことも、ぜひ市民の皆さんにしっかりとお知らせをしていただければよかったかなというふうに思うわけですが、その辺については、どのようにお考えでしょうか。教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。補助金の周知につきましては、例年、ホームページ、広報、そして今年度は固定資産税納付通知書の発行に併せて案内文を同封して行ったところでございますが、今後は、その中で申請期日も改めて記載して、また周知してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） いろいろと詳しくありがとうございました。終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは議案第21号、2項目、通告をしてございましたが、ページ42ページの民生費、生活保護費については、前段者のほうから詳細に質問がございましたので、取り下げたいと思います。

1点だけ、ページ数33ページ、総務管理費の地域モビリティ推進事業の減額補正について伺いますが、これ項目ごとに質問してよろしいですか。

○議長（佐藤啓史君） いいですよ。モビリティの関係で4件通告してある。1件ずつやりたいということですね。いいですよ。

○10番（戸坂健一君） 承知しました。

まず、この事業の進捗が遅れた理由について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。補正予算の減額の理由といたしましては、まずデマンドタクシーの運行管理システムの導入につきまして、5月に公募型のプロポーザルを実施し、優先交渉権者と交通事業者も交えながら交渉を行った結果、AIを活用した効率的な自動配車や自動ルートの生成など、効率化を向上させる機能、操作方法について協議が調わず、事業を見送っているところでございます。現在は運行事業者との協議を行いながら、再度、来年度導入に向けて検討しているところです。

また、自家用有償旅客運送導入業務につきましては、今のシステムの協議に時間を要したこともありますが、また業務の仕様に関して作成に時間を要しまして、業者の決定が当初

の10月以降入りたいと思っていたんですが、公募型プロポーザルが12月に行われまして、事業者との契約は1月となっております。そのため、事業の開始が予定よりも遅れたことから、事業費の減額となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 12月にプロポーザルを行って、事業者の決定が1月ということでありまして、減額補正の額が、これは後でやります。すみません。失礼しました。

2項目めの質問に移りたいと思います。勝浦市の地域公共交通活性化協議会において、この事業についてどのような議論がこれまでなされたか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。活性化協議会の中では、主に自家用有償旅客運送についての質問が多くなっておりまして、例えば、どの地域から始めるのか、ドライバーは見つまっているのか、乗車希望が多かった場合どうするか、予約はどのようにするのか、自動車保険はどうするのか、また運賃はどうするのかなど、そういった御意見がございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） この地域公共交通活性化協議会において、この自家用有償旅客運送事業に関して議決を得たものなんですか、あるいは得ていないものなんですか。もし議決を得たものだとすれば、いつの時点の会議で議決を得たのか、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。ちょっとはっきりとしないところがあるんですが、去年から、この地域モビリティ推進事業、自家用有償旅客運送、様々な議論を行っておりまして、最初がいつだったかという記憶が定かではないんですが、つい最近、1月に開いた公共交通の活性化協議会でも議題としまして、そこでも了承を得られているところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） この項目について3回目、伺いたいと思います。この地域公共交通活性化協議会に手元に資料がございまして、質問したのはその議決を得たものなんですかという質問なんですけれども、私が調べた限り、自家用有償旅客運送についてのこの協議会の議題に上がっているというか、話に上がっているのは2回、1番目には令和5年の11月17日の会議で、2番目には令和7年1月30日の先ほど課長がおっしゃった会議、両方見ますと、議題としては、これは上がっていないんですね。その他というか、の中の話の中で今後検討しますという話で議題には上がっているわけで、議題としては、この自家用有償旅客をやるとか、自家用有償旅客という言葉は両方とも入っていないので、今後、この自家用有償旅客運送については、予算化しているわけですから、この地域活性化協議会、公共交通に関する協議会の中できちんと議決を得ていくべきものと思いますが、この点のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和7年1月30日の地域公共交通活性化協議会の議題として、勝浦市の地域公共交通計画の変更ということが挙げられております。その変更の内容が今の自家用有償旅客運送の話となっております。以上です。

- 議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。
- 10番（戸坂健一君） 答弁漏れというか、今の件で再確認なんですけど、今後はしていかない、議決をしていかないということで。
- 議長（佐藤啓史君） 今、課長の答弁は、議題の中において、この自家用が入っていたという御答弁だったことは、議題の中に入っていたということは議決を得ているという解釈だと思いますけれども、もう1回、確認で聞きますか。
- 10番（戸坂健一君） はい。確認をお願いします。
- 議長（佐藤啓史君） 議決を得ているか、得ていないということですが。青山企画課長。答弁をお願いします。
- 政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。議題の中で議決を得ているものと考えております。また、報告になるのか議題になるのかというのはその都度考えていきますけれども、今後も必要に応じて議題なり報告を会議の中でしていくというのは、もちろんしていく予定でございます。以上です。
- 議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。戸坂議員。
- 10番（戸坂健一君） 3回目の質問です。自家用有償旅客運送導入業務委託料の24万円の減額補正であります。こちらについて、もともと6年度の当初予算の予算額が792万だったと思いますので、理解としては、予算のほとんどを執行していると思いますので、この導入に関する業務のほとんどは完了したと理解してよろしいでしょうか。
- 議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。
- 政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。導入業務委託料につきましては、初期プランニングのサポート費用、システムの導入費、設定費、説明、サポート、チラシの作成費用等になります。システムの導入自体に最も予算を使われると思いますので、そういった意味で減額額は少なくなっております。以上です。
- 議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。
- 10番（戸坂健一君） 6年度の当初予算の議案説明の中で、この導入業務委託料の中に、今、課長がおっしゃられたもののほかに、例えば1運行当たりの報償費であるとか、運行管理委託料であるとか、運行確保委託料は入っていなかったのでしょうか。
- 議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。
- 政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。導入業務委託料には報償費等は入ってございません。以上です。
- 議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。
- 10番（戸坂健一君） 承知しました。12月にプロポーザルが終わって、1月に事業者決定ということであれば、今3月ですから、実際の運行はしていないと理解をしています。同様に、ちょっとごめんなさい、予算の詳細な名称は忘れちゃったけれども、1運行当たりの報償費、ドライバーに対する報償費とか、あるいは事業者に対する管理委託料、1運行当たりの管理委託料、あるいはそのドライバーがいなかった場合の事業者に対する運行確保委託料というのが入っていたはずなんです。これについては執行したという理解でよろしいですか。
- 議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。
- 政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。現時点においてそういった予算、

報償費ですとか、代替の業務委託料に関しては執行しておりませんが、減額補正するときに検討した結果、まだそこまで業務ができるかどうか分からないというところもございましたので、もう確定した大きな額の委託料を減額補正して、その他の額は今回減額していないという状況になっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） では、4項目め、自家用有償旅客運送の運行管理システム委託料、これが当初予算の額が88万円で、減額補正55万円となっております。これについてどのように使用されたか、伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。こちらについてはシステムの使用料になりまして、もともとの当初予算、設定サポート費用が22万円、その他システム、1か月11万円となります。今回プロポーザルが12月で1月契約ということで、少なくとも1、2月は調整等、協議等ありますので、システムが使えないということで、最後の1か月分の11万を足して33万円の予算というふうにしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ、議案第22号ないし議案第24号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

---

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算、議案第26号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め45分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

それでは、議事の整理上、議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第25号 令和7年度勝浦市一般会計予算につい

てお伺いします。

まず25ページなんですけども、令和7年度一般会計は139億1,100万円で、昨年より11億5,900万円の増、過去最高額の予算とのことですが、款の比較では、市税が3,526万円、国庫支出金が8億3,112万1,000円、市債としまして9億2,670万円の増に対し、寄附金としましては4億円、繰入金で3億4,883万1,000円の減であります。これを見ますと、特に市税、市債、これが増加要因であると考え、先ほども質問しましたけども、人口は減少している反面、市税が増に見込まれているので、市税の増加要因、それとP52、53におけます市債の明細の中では、補足説明に記載されています充当率及び交付税措置における市債活用のメリット及び課題についてお伺いします。ということは、市債のほうが9億ということで、増減の大部分が市債になっていますよというような感じが受けられます。そういう面としまして、市税の増、人口が減っているものにつきまして増というような要因と、市債のメリット、これについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 質疑の途中ではありますが、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。私のほうからは市税の増加要因についてお話し申し上げます。市税が令和6年度当初予算と比較して3,526万円増となった要因については、個人市民税が6,020万3,000円の増となったことが、市税全体を押し上げた要因でございます。議員おっしゃるとおり、人口減少も要因となって、納税義務者数は減少傾向にあります。これは市民税調定額のマイナス要素になっております。

ただ、納税義務者数の減少のマイナス要素を上回る納税義務者1人当たりの所得割額の伸びが期待、見込まれますことから、令和7年度当初予算においては、個人市民税の現年度課税分所得割額は、令和6年度当初予算比9.2%増、金額で5,820万8,000円の増と見込んだことが要因となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。私からは歳入22款市債に関してでございますけれども、これら事業、事業費としての財政需要に対しまして、全てを市で保有する資金、自己資金で実施することは困難でございます。国県の補助金などの活用とともに、資金の調達として起債を予定するものでございます。

この19件の起債におきましては、保健福祉センターの解体に係る公共施設等除却事業債を除いては、交付税措置のある財政的に有利な地方債メニューを大宗といたしまして、計上をさせていただきます。19件全体の額で申しますと、起債予定額12億7,570万円に対し、交付税措置額、交付税での基準財政需要額への算入は、元金ベースでおおよそ8億2,600万円、率にいたしまして65%、おおよそ3分の2となります。それを差し引きますと4億5,000万円余りとなり、その2分の1近くが、ごみ処理施設整備事業債ということになります。この償還につきまして、公共施設等整備基金などの活用を考えてございまして、これが課題として認識している部分でございます。そうした基金を充てまして、後年度の負担につきまして、でき得る限り抑制

を図る、そのような考えの下、取り組んでまいりたいと考えております。

また、起債総額に対する見込みの利子、利息は6,200万円ほどが見込まれるところでございますけれども、その利子を上回る交付税措置の享受を活用して事業の推進、課題への取組を進めてまいるのでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。市税につきましては、そうですね。実際にさっきの補正の金額が6億6,977万5,000円で、当初は7億3,883万2,000円、これにつきましても6,905万7,000円の増、その当初と比べましても、先ほど話しましたように6,020万3,000円の増ということでありますので、増ということであれば、すごくいいことだと思ひまして、それをそれだということ頑張っていただきたいと思ひます。

続きまして、45ページ、寄附金、ふるさと応援寄附金、これが20億20万円。これは個人が20億、企業が20万円の計上であります。当初予算の概要というこれですね、概要の22ページに各基金の状況が記載されています。この中で、令和7年度の積立額は約20億1,000万円、取崩し額が20億4,000万円で、3,000万円の減ということになります。その積立金のほとんどがふるさと応援基金であり、返戻金を含めて、その同額が取り崩されています。ということは、これを見ますと、ふるさと納税の金額によって基金が成り立っているような形に見ることができます。

ふるさと応援基金の繰入充当事業につきましては、24ページから25ページに事業名が書いてございます。特産品等贈呈事業で9億9,817万2,000円、各事業としまして5億9,841万5,000円の事業名がここに書いてあるということであります。この中で、本来ならば一般財源での支出事業であると思われるものもあります。この支出方法について、市の見解をお伺ひします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。今回、ふるさと応援基金の活用事業91事業のうち、総合計画前期基本計画事業がおおよそ3分の2を占めております。各計画事業の推進力として、ふるさと応援基金を有効に活用させていただき、その着実な推進に努めることとしております。

また、消防費での孤立集落対策事業など、計画外の事業におきましても、災害への対応力強化に向けた取組をはじめ、待ったなしの事業など、ふるさと応援基金を活用させていただいているところでございます。

当課といたしましては、計画事業や地方創生の取組の前進のため、でき得る限り財政的な調和、バランスを図りつつ、予算の調整、編成に努めてきたところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それと、あと、このやはり当初予算の概要、これを見ますけれども、7ページを見ますと、一般会計当初予算状況の構成比ということがございます。これも重複することになるんですけども、地方交付税で約26億7,000万円、19.2%、繰入金約23億7,000万円、17%、市税約22億8,000万円、16.4%、寄附金約20億円、14.4%、国庫支出金14億9,000万円、10.7%、これだけでも合計で77.7%、市債が12億8,000万、9.2%を加えると全体の86.9%、120億9,000万円となっております。

寄附金、繰入金で31.4%であり、市税を大きく超えており、ふるさと応援寄附金等に頼って

いる市の財政状況についての見解をお伺いするとともに、このふるさと納税の寄附金が今、千葉県の中で、どのような順位というか、位置にいるのか、これをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。寄附金、ふるさと応援寄附金につきましては一旦、基金に積み立てた上で繰り入れておる状況でございますけれども、議員おっしゃるところをあなたがち否定をいたすところではございませんが、先ほど申し上げましたとおり、計画事業や地方創生の取組の前進のため、でき得る限り、財政的な調和、バランスを図りつつ、予算の調整、編成に努めたところでございます。

この先、中期の基本計画期間にまた入っていくわけですがけれども、何事も動き出して加速するまでの間に多くのエネルギーを費やすところでございまして、何とか中期に向けまして、軌道に乗せまして、この後つなげてまいりたいと考えておるところでございます。

そのためにも同時並行して、内部管理経費をはじめとする徹底した経費抑制に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。ふるさと納税の寄附金の千葉県内の状況といたしましては、令和5年度においては勝浦市が県内で最も多い寄附を集め、約51億円の寄附を頂いているところでありまして、勝浦市を除き、10億円を超えている団体は5団体と把握しております。

また、令和6年度については、まだはっきりとしたことを申し上げられませんが、本市予算として20億円としておりますが、20億円以上の寄附を集める団体は恐らく数団体、1団体、2団体、3団体、その程度かなと推測しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

総合的なちよつと話をさせていただきたいんですけども、今のこの予算編成、相当苦しいということは私も認識しています。今の話の中で当年度20億円のふるさと納税来ますよ、これは私はチャンスだと思っています。これがなければ事業はできない。この収入がある際に、勝浦市の方向性を決めてもらいたい。

ですから、市長が言われますように、子どもを増やしたい、これについても財源としまして、これは有効に使って、今チャンスなんですから、これを有効に使うことは絶好の今の勝浦市がやらなければいけないような状況にあるということを確認してもらいまして、歳入のほうの質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁よろしいですか。答弁いいの。

○4番（長田 悟君） 答弁お願いします。市長。

○議長（佐藤啓史君） 市長に。

○4番（長田 悟君） はい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。委員おっしゃるとおり、ピンチがチャンスというふうに認識しております。様々な点を検討しながら、よりよき予算、そして、これから子どもの未来に向けても、この基金からしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） 市長答弁ありがとうございました。ということは、先ほど割合というところの中で、新しい財源の確保というところは、やはり勝浦の課題なのかなというような形が思われますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、一般会計歳入ですね。まず1点目として、これも前段者の質問の中にも重複しますが、私は、この歳入の根幹をなす市税が、これ、ここに、この予算の説明書の中の1ページ当初に、最初に書いてある部分についてちょっと触れていきたいと思います。

まず、歳入をなす根幹が、歳入をなす市税が増加に転じて、また地方交付税も増額の見込みとなるというふうに書かれております。この市税においては、個人市民税が昨年度比で6,000万を超える額と見込まれておりますので、その後、それと同時に、交付税の増額が背景にあるということになると思います。前段者も聞いていましたが、私はこの前段者の説明、同じ内容となりますが、財政課長のほうの説明で、個人市民税については9.2%増加になると、令和6年度に対してね。であれば、この全体では9.2%ですけど、勝浦市のこの収入、所得、市民の所得体系、いわゆる給与であるとか、事業による収入であるとか、不動産とか、それぞれいろんな収入の形態がありますが、この辺がどこが多くなっているのか、給与所得が増えているのか、事業所得が増えているのか、その辺の分析が実際できていないと勝浦市の状況は見えませんので、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。所得の内容についてでございますが、午前中も少し触れたんですけれども、職業ごとの所得割の納税義務者に係る調査表が、国が毎年実施している市町村民税課税状況調べの中にありまして、その中を見ますと、所得割の納税義務者に係る所得は全体として伸びております。内訳としても、5つの区分があるんですけれども、給与所得者1人当たりの所得は、令和6年度、5年度と比較して105.9%、営業所得者1人当たりの所得は前年比115.4%、農業所得者1人当たりの所得は前年比100.9%、その他所得1人当たりの所得の対前年比は104.9%。その他所得というのは、今まで述べたものに属さない、いわゆる不動産の貸付けとか、アパートの経営とか、雑所得、年金所得者等であると認識しておりますが、それらが、今申し上げたとおり104.9%。あと、譲渡所得1人当たりの所得、これが160.8%。全体で対前年比111.9%と伸びていると。職業問わず納税義務者1人当たりの所得がこのように満遍なく伸びている、好ましい傾向にあると分析しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 統計によって勝浦市の状況が分かるということですけど、給与についても105.9%の伸びがあると。それぞれ伸びている要因については、市としては分析はしていない。いわゆるこれは市の今後の産業、これは税収のもとというよりも、市の産業をどういうふうに育成していくかという部分と、あと雇用の面をどのように立てていくかという基礎となるものだと私は思いますので、市としては、その辺をどのように分析しているのか。していなければ今後やっぱりする必要はあるんじゃないかなと思いますけど、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。税務課として課税する上で、このような数値を把

握しておりますが、この原因ですか、そこまでは把握できておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） これを市長に聞いても今の答えと同じだと思うんですけど、やっぱり勝浦市のこのいわゆる事業なり所得から勝浦市民の、1次産業、2次産業、3次産業と産業別とか、あと給与所得とか、その辺は市としても、私は分析していくことによって、勝浦市の方向を決める大事なところだと思うんですね。

ただ去年に比べて上がってきたので来年度はまた上げますよという単純な問題ではないと思うんですが、その辺のことについて答えられるのであれば答えてもらいたいし、検討しますで結構ですので、それについては分からなければ分からないでよろしいですが、その辺のことについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 私のほうからお答え申し上げます。産業別の所得の状況というのは大変必要なことだと私自身も考えてございます。その辺について、今あるのかどうかというのは私ここでは分かりませんが、その辺の対応というのは図っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、次の51ページの商工費雑入、滞在型観光施設指定管理者納付金が480万円の計上です。その480万の算定根拠と、これに関連するので全部聞いていきます。あと、これエデンの話ですので、エデンのレストラン入場者数、昨年度実績対、今回当初予算のこの数値の対比とその根拠、増減の根拠。それと2階、3階ですか、スパ施設、温浴施設の入場者数の昨年度実績と新年度予算に対する数値の対比について、またその増減についての根拠についてお示してください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。滞在型観光施設指定管理者納付金につきましては、算定根拠は令和7年度の売上げ見込みを9,600万円としまして、協定に基づく5%を納付金としたものでございます。この売上げ見込みの9,600万につきましては、令和6年度の決算見込みを参考に計上させていただいたところでございます。

また、そこからレストランの入場者数でございますが、昨年との対比におきまして、令和5年度においては2万3,533人、今回の当初予算の見込みについては2万6,709人でございます。これは令和5年度に比べて令和6年度の入場見込みが、伸び率にして1.135というような伸び率を見込んだところでございます。

また、スパの入場者数でございますが、令和5年度は1万224人、今回見込んだ入場者数は1万1,240人、伸び率にして1.099でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今確認した、ちょっと今の数字、再確認させてもらいたいんですけど、9,600万の5%が480万ということです。2回目に聞くんですが、9,600万のその内訳について出されているのであれば、お願いをしたいと思います。

あと、レストランとスパの施設、この人数、令和5年が2万3,000人で、令和6年が2万6,000人ということで、令和7年の予定数というか、積算数はどのくらいになっているのか、分

ければ。それはあくまで実績じゃなくて予算上の措置なので、お聞きをします。

スパも同様です。スパも確認すると、令和5年度が1万224人、令和6年度が1万1,240人ですか。その数字、もう一度、再確認しながらお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。9,600万円の内訳でございます。レストランが5,849万3,000円、スパが3,799万円でございます。予算として、予算の算定根拠として9,600万とさせていただいたところでございます。

また、令和7年度の入場者数の見込みということでございますが、これにつきましても、予算計上の売上げと同様に、令和6年度の決算見込みを採用させていただいたところでございます。

また、レストランの7年度見込みにつきましては1万1,240人でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それを確認したんだけど。数字の確認。

○議長（佐藤啓史君） 1回目の答弁の確認。

○6番（鈴木克巳君） 1回目の答弁。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬課長、1回目の答弁の数字、もう一度お答えいただけますか。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） 失礼いたしました。では、レストランから申し上げます。令和5年度が2万3,533人、令和6年度決算見込み、また令和7年度の当初予算の算定根拠としまして2万6,709人、スパに関しましては令和5年度1万224人、令和6年度決算見込み、令和7年度の予算の根拠として1万1,240人を見込んだところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 3回目。そうしますと、今聞いているのは、令和7年度の予算の歳入の数字の確認をするために質疑をしている、質問しているんですけど、決算見込みの数字を充てるといっても、5年から6年に対して、これ数字が増えてきているんですね、両方とも。これ非常にいいことで、市のほうがそれなりの努力をしているということが、この数字では分かるんですけど、じゃあ令和7年は、これにプラス1割とか、そういう数字を出してもいいんじゃないかなとは思うんですね。なぜならば、やっぱり予算で、この当初のというか、この見込みについても、一番最初の当初のときよりは、この数字は相当低いんです。ということは、それを回復、コロナも時期もあったということで、そのことは理解しますが、やっぱりエデンを、この市の中心の観光施設ということで、やはりここに人を呼び込むことの努力をですね。今のままですと、決算だから去年と一緒にいいやというような簡単な問題では私はないと思うので、このところは少し、少なくとも1割増とか、その辺のことの検討がされなかったのか。なぜそれが去年の決算見込みをそのまま7年度やっていたのか。その理由についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これにつきましては当然、検討はしてきたところでございます。予算計上に当たりまして、令和6年度、まだ終わっていないところから、令和6年度の決算見込みを立てながらというところではございましたが、それを令和7年度の、まずは当初予算の見込みのほうに充てさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 3回終わったので、続きはまた後で。

それでは、3つ目の市営駐車場指定管理者納付金2,804万7,000円。これも9月、12月という、いろんな議論させてもらいました。結果的には、ここも来月から有料駐車場になるということになりますので、そうなりますと、やっぱりこの納付金、これは以前に示された、これはあくまで9月、12月については仮の算定という説明ですので、それはそれとしましても、まず1点目に、この2,804万7,000円の算定根拠、少し細かくというか、教えていただきたい。

それと、あと同時に年間利用台数、これも積算しないと、これも出てきませんので、これが月別に算定されているのかどうか。相手方のタイムズさんと協議を十分してあると思いますので、その辺の数字について。

それともう1点が、これ全員説明会の資料もありますが、この金額はこの金額として決まったことですので、その中で、やっぱり控除基準額が、12月までの説明ですと720万円だったんですね。それが733万円になったというのは、13万円ほど毎月の基準額が上がるわけですから。違った。年間で13万円か。年間ですね。上がるわけですから、その上がってきたことに対して、タイムズさんとのやっぱり協議があるでしょうし、この基準額をどのように算定していたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、こちら納付金の算定の根拠でございますが、指定管理者の算出による消費税を除いた料金収入、これを3,930万8,181円といたしまして、控除基準額となる733万円と、消費税を除いた料金収入に0.1を掛けました393万818円を引いた額を計上したもので、2,804万7,000円としたものでございます。

また、年間の利用台数につきましては、指定管理者の試算によりますと、年間利用台数、約23万台とのことでございます。

月別でございますが、事業者でも定点のチェックをし、月ごとの基準係数等を掛けて算定しているとのことでございますが、独自の算出をしているとのことでございまして、詳細の数字については頂いているところではございません。

また、控除基準額についてでございます。こちらにつきましては、指定管理者の機器の設置コストや管理運営経費に当たる部分でございます。720万円と御説明した後に733万円と今回させていただいたところでございますが、こちらは協定の額となりまして、協定を締結するまでの間に、現地で現場の状況で機器の設置状態とか、そういったような、ポールの埋め込みとか、そういうものの若干変更がございまして、733万円の控除基準額と、両者の協議でしたところでございます。

また、この控除基準額につきましては、プロポーザルのときに事業者に提案させて、審査項目の一つでもございました。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 詳細は不明と、月別ですね。結局これはやってみなきゃ分からない部分が多々あるかと思っておりますので、これについては毎月、精算というか、毎月なり日々の入庫数なりは当然タイムズさんのほうでは掌握していくんだろうと思っておりますけど、それらについては協定か何かで、市のほうへのタイムズさんから市に来るこの数値みたいなものは毎月報告あるのか、それとも1年間終わってからなのかという、そういうところはどのようになっているのか。

いわゆる、なぜこれを聞くかという、せっかくもう駐車場になって、この一つの収入、納付金がやっぱり多いにこしたことはないんです。ですから、やっぱりその旨を市としても、これはタイムズに全部任せるんじゃないくて、市としても、この周知なり、市民なり、観光客のほうなり、SNS使ってでも、こういうところを利用する、利用の利用価値を上げるという意味では、やっぱり市の想定している数字と実際の数値の乖離がないように対応していく必要があると思いますので、ちょっと聞いたわけですけど。その辺について、4月から始まるんですが、その辺の協定の中でそういう話が出ているのかどうかということ。一応それで2回目、終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在締結いたしました協定書の内容の中で、業務報告というところがございます。これは当該月の月末の翌日から起算して20日以内に報告するものとして、本施設の利用状況、本施設の利用料金の収入状況、前2号に掲げるもののほか、本業務に関して報告すべき事項という定めがございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑は。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） この提出した通告と若干ずれるかもしれませんが、3月、もう今月いっぱい、来月の4月から始まるので、やっぱりそのところに工事が入ると思うんですけど、その工事とか工事期間中の対応については市民周知があるのかないか。ぜひ市民には、その辺を含めて周知してもらいたいと思いますが、それを聞いて終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。工事につきましては、本日の午前から入っているところでございます。一応、予定表でもらっているのは31日までという期間でございます。また、市民周知につきましては、一応、利用の制限はないように工事をするというようなことでございますが、またそれについては、現場であるとか、あとホームページであるとかの周知に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） 私からは1点の質問でございます。ページ45、ふるさと応援寄附金でございます。

まず、予算計上された個人寄附金20億円と令和6年度寄附金実績との関連についてお伺いするわけですが、もう先ほども質疑、一部出ていましたけども、この寄附金は3月の補正予算で4億円が減額されておまして、20億円になっています。今回の予算の計上も20億円ですから、そのまま6年度の実績を基準に予算立てしたのかなというふうな理解もできますのですが、あるいは別の積み上げ方式のようなもので、たまたま20億円になっていった可能性もありますので、まずは、この20億円の根拠についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和6年度の歳入見込みですけれども、令和7年2月現在におけるふるさと納税の申込み状況、約12万件の申込みがありまして、寄附金額として15億5,000万円ほどとなっております。決算見込みとして20億で歳入を上げさせていただいておりますが、こちらのほう、歳出予算のほうもありまして、半額程度がふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業として経費として見込む必要がございますので、歳入予算も

少し多めには計上しているところがございますが、20億に届かないほどの決算見込みということで6年度を考えておまして、令和7年度も同程度ということで、予算として上げさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） 予算に関する説明書はここにあるわけですけど、この中でも、ふるさと応援寄附金は退潮傾向にありますというふうにはっきりと表現されているわけではありますが、以前の50億と比べると、20億弱であっても、すばらしい実績だというふうに私は思っておりますし、むしろ、この程度の金額がずっと続いていくなれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。この4月から、管理運営をする委託サイトが、先ほどこの明細見たら、9社ぐらいあるみたいですね。鈴木議員の質問あったので、教えてみたら、9社あるみたいです。その中で、さとふる、それから楽天ふるさと納税、ふるなび等と、それから3つ目にAmazonふるさと納税というので、3つのグループに再編されているような予算の計上の仕方も見受けられましたので、私、この2つ目の質問で、寄附サイトの統合というふうな表現をしました。適切な表現がちょっと分からなかったもので、そう書いたんですけど、この3つのグループに変更した、移行していった、その理由をまず御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。ふるさと納税のポータルサイトに関しましては、さとふる、楽天、ふるなび、ふるさとチョイスなどが大きいところでございまして、Amazonのふるさと納税も始まり、それを追加しているところでございます。

その3つというのは中間事業者のお話かと理解しますが、中間事業者、ふるさと納税に係る自治体の業務を寄附者ポータルサイト、返礼品提供事業者、配送会社の間に入りまして対応している事業者のことを言います。これまで、さとふるに一括ということで、ほかの楽天、ふるさとチョイス等、委託していたところですが、今回、寄附が減少するに合わせまして、いろいろ検討した結果、Amazonふるさと納税ですとか、ほかの事業をやっている事業者がございまして、そちらとの連携について、来年度以降、考えているというところでございます。以上になります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） そうすると、さとふるはさとふるのまま残りますと。Amazonは新規参入で、Amazonも1社で残るけれど、それ以外。それもそうなんだな。それ以外の楽天とか、さっき言った、それ以外のところですね。ふるなびとか、ANAとか、JALとかあるところ、それが一括したその業者でまとめられて納税の受付をするような、中間サイトとして受付をするような形になるんだろうというふうに思ったんですけど、それはあれですかね。一つの戦術としてということではなくて、例えばそうすることによって寄附金が増えるとか、経費が減るとか、そういう目的とは違うんですかね。その辺のそうする理由を、もう一度、明確に教えていただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。まず、寄附者側から見ますと、ポータルサイトを經由しての御寄附となりますので、見た目上変わらないというふうに認識し

ております。先ほどの中間事業者という話でいいますと、返礼品の提供事業者さんの方々は、場合によっては3つに分かれるというところになります。

寄附のほうが増えるかというお話ですが、御寄附ですので何とも言えないところもあるのですが、それぞれのサイトに強み等を発揮したり、ほかの自治体でやっている等ありますので、そういったところで、こちらで検討した結果、増えることを目指しまして、そういった見直しを行っているところでございます。

また、経費のほうも、全く一律の経費の契約ではないのですけれども、経費も削減する方向で契約していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは1点だけ、ページ数46ページ、基金繰入金、財政調整基金繰入金について伺います。

財政調整基金の令和7年度末の予測残高と勝浦市の財政調整基金の適正規模について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。初めに令和7年度末の財調残高見込みでございすけれども、まず令和6年度末の見込みが7億5,016万円ほどで、この後、令和7年度当初予算に取崩し額として3億2,458万3,000円を計上させていただきます。これを差し引きますと、4億2,500万円ほどが7年度末残高というところでございすけれども、6年度の歳計剰余金処分の積立て、仮に1億3,000万円を見込みますと5億5,500万円ほど、これが見込まれるところでございす。

続きまして、当市の財政調整基金残高の基準ですか、これにつきましては、少し前の資料で恐縮でございすけれども、総務省が取りまとめました基金に関する調査では、各自治体での財政調整基金の積立て、積立て高の考え方として、市町村では、件数が多いほうから申し上げまして、決算状況を踏まえ可能な範囲での積立て、次が標準財政規模等の一定割合、また過去の取崩し実績から必要と考えられる額の順に回答が多かったという結果でございす。

このうち標準財政規模等の一定割合と回答した団体のうち、都道府県、市町村ともに標準財政規模の一定割合が最も多く、その具体的水準としては、市町村では5%超10%以下、また10%超20%以下が多かったという点も踏まえまして、当市でも標準財政規模の一定割合、10%程度を目安とするところでございす。

そういう中で、令和6年度の標準財政規模がおよそ54億円でございますので、5億4,000万円ほどが目安として考えているところでございす。以上でございす。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 標準財政規模の一定割合ということで5億5,000万、4,000万ということで、来年度の年度末には5億5,500万程度になるということでありましたので、ぎりぎりかなというふうに思います。

再質問としては、改めてこの財政調整基金の目的というか、何のためにこれがあるのかというところで財政課の御意見を伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。財政調整基金の役割といたしましては、年度間のといいますか、年度を超えての収支調整ですか、そのほか災害等が発生した場合の不測の事態への財源として積み立てるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 今、課長からお答えがあったとおり、財政調整基金、私は勝浦市においては災害時あるいは不測の事態の際の、いわゆる自治体にとっての大切な貯金というふうに理解しております。特に昨今、大津波、大地震への警戒が非常に必要な中で、また物価の高騰もある中で、勝浦市で5億5,000万貯金があって、本当に大規模な地震、大災害が起きたときに、これで足りるのかなという心配は非常にあります。

2014年に県内のある自治体が、財政調整基金が2億を切ったということで非常に当時大きなニュースになりまして、報道もされました。同じように全国の自治体でも財政調整基金が何億を切ったということで、自主的に財政危機を宣言したり、あるいは、やむなく報道されて、そういうことが分かったりということが多々あります。

ですから、勝浦市においては、この先ほど財政課長がおっしゃっていただいた災害時の際の対応のため、やはりある程度の額の積立ては必要と思いますので、現時点で、この財政調整基金の今後の積立ての考え方、あるいは取崩しの考え方の方針があれば、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。先ほど答弁いたしましたように、何とか標準財政規模の1割は最低でもキープしていきたいところでございますけれども、今年度ですか、国勢調査ございまして、また国勢調査人口が変わりますと、普通交付税にも影響が生じるおそれがあると。また、小学校の統合によっても普通交付税への影響が懸念されるところでございます。そういう先々の状況をよく見通しまして、その辺、必要とする額の確保に努めてまいりたいと、現時点このように考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から2点ほど。まずは35ページ、学校敷地内の使用料について、これ1点と、もう1点は防火水槽ですね。

まず、学校使用料について。この電柱、値段が違うんですね。通常だと、民間だと、東電から来て、ここ幾らなんだとって3年契約であるんですけど、これ単年度でこういう話なのか。まず、ここに書いてある電柱8本が1,100円、そして、もう一つは770円ですね。値段がまちまちであるんですけど、この辺の見解というのはどうなのか。

私も今まで議員やりながら、この辺、今回初めて触れるんですけど、数多い、市の場合はいろんな土地とか、いろんなものあって、市道の関係は、電柱の関係はもらうのかももらわないのか。その辺の問題を踏まえて、そのトータル的なものはいいにしても、まず、この辺の違うものがどうなのか。これ、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。電柱につきましては、電気事業及び電気通信事業の施設設置に関して、東京電力、NTTから申請が上がってきます。それに対し、こちらで土地の利用を許可し、使用料につきましては、勝浦市道路占用料徴収条例の定めによって徴収

をしているところでございます。

電柱の種類によって金額が違うことも、こちらの今の条例の定めにあります、第1種の電柱、いわゆる電線が3条以下のものについては770円、第2種電柱、電線が4、5条のものについては1,100円というような定めがございまして、それに基づいて徴収をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 徴収ですね。勝浦市から東電がここへ建てたいというときに、今の1種、2種、3種なら3本線、4本線の問題あるにしても、それは向こうで当然分かっていることなんですけど、東電さんのほうから、ここにこういうもので、確かに占用料の問題は条例で決めているんでしょうけど、当然NTTの場合は同じような話なのか。ここにもNTT挙がっているんですけど。その辺ちょっと確かめておきたいので。実際何本、本当にあるのかといたら、相当の数あると思うんですけど、相当の数、思うんですけど、予算上ではあれですね。私も聞かないわけにいかない。

実際、予算上では、これ年間なのか。通常は3年契約ぐらいでやっているんでしょうけど、市の持っているこの電柱の貸出しというのは相当の数、確かにあるんでしょうけど。分からなければ分からないでいいんですけどね。ただ、これだけがここに載ってきているというのは、いかがなものかなど。小さな話でありながら大きな話ではないかと思いますので、その辺、分かれば。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員、学校の関係でだけでいいの、通告は。

○9番（寺尾重雄君） 学校でもそうですよ。ほかでも。

○議長（佐藤啓史君） 通告は学校の敷地使用料になっている。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。だから、学校でも、ほかの学校用地の問題あるんでしょうから。これがここだけの話なのかという問題です。

○議長（佐藤啓史君） ちょっと待ってください。

○9番（寺尾重雄君） 分からなけりゃ、いいよ。

○議長（佐藤啓史君） 学校の通告の敷地のやつは答えられる。いいですね。

○9番（寺尾重雄君） 学校はね。いい。次……。議長。

○議長（佐藤啓史君） じゃあ、ちょっと待つて……。

○9番（寺尾重雄君） もう分からなければ。分からなかったら、次調べておいてくれればいいです。

ほかにも学校用地あるんだから。統合もあるんでしょうけど。それとして。

あと、52ページ……。

○議長（佐藤啓史君） すみません、寺尾議員。次の通告に関しては歳出でも聞くからということで、昨日。

○9番（寺尾重雄君） そう言ってあった。分かりました。

○議長（佐藤啓史君） 歳出の……。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。

○議長（佐藤啓史君） 聞いていただければと思います。すみません。

以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、歳入全般の質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。やります。まだまだ。

○4番（長田 悟君） まだ時間ありますか。

○議長（佐藤啓史君） たっぷりあります。

○4番（長田 悟君） はい。ありがとうございます。

それでは、149ページをお願いします。農業費のほうの鳥獣被害防止総合対策事業、この中で鳥獣被害防止総合対策交付金2,080万6,000円の関係なんですけども、補足説明の鳥獣被害防止総合支援事業の内容についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。鳥獣被害防止総合対策事業についてでございますが、この事業は国の補助金を受けまして、市が勝浦市有害鳥獣対策協議会に交付することで実施しているものでございます。令和7年度の当初予算の事業内容といたしましては、主に3つの事業で構成されております。

まず1つ目でございますが、こちら補正予算の際にも説明させていただきましたけれども、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業として、市から勝浦猟友会に委託しております有害鳥獣捕獲事業における報償費に追加支給する形で交付しているものでございます。

続いて2つ目でございますが、鳥獣被害防止総合支援事業といたしまして、サルの頭数管理を実施するため、その調査を令和7年度から実施しようとするものでございます。近年、サルの目撃情報及び農作物への被害情報が寄せられていることから、その生態を把握し、効果的な頭数管理を実施するためのものでございます。本事業は新規事業でございます。

最後、3つ目でございますが、先ほどと同じく鳥獣被害防止総合支援事業として、生息管理、緩衝帯整備を行おうとするものでございます。鳥獣被害対策は個体群の管理、被害防止対策、生息環境管理の3つの柱を総合的に行うことにより高い効果が見込まれるものでございます。

本市において個体群管理については捕獲報償費、侵入防止柵については被害防止柵設置補助等の支援を行っておりますが、生息環境管理についての支援は現在行われておりません。そのため、生息環境管理として緩衝帯整備を実施することで、鳥獣被害対策の効果をより高めつつ、本事業においても補助をしようとするものでございます。

今回実施しようとしております緩衝帯整備とは、集落と山林の間にあります空間、そちらに緩衝帯をつくりまして、野生動物が常に生息する山林と人が耕作や生活をする環境との間に見通しのよい十分な距離を確保することで、動物の出没を抑え、農作物被害や突発的な人身被害が起りにくい環境にしようとするものでございます。

また、本事業に当たっては、地区単位での実施を見込んでいるところでございます。

本事業も新規事業となります。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、生息環境管理、緩衝帯整備というようなことが、これ新規かなと思うんですけども、前にありましたイノシシ対策撲滅事業という

県の事業がございました。これとよく似ているのかなというようなどころがあります。

今、各地区での実施というようなどころであります。この金額等の内容についてお伺いするとともに、ニホンザルの生息状況をしますよというんですけれども、このニホンザルが今、勝浦市で、どこの地域で調査を考えているのか。この2点、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中ではありますが、午後3時20分まで休憩いたします。

午後3時09分 休憩

---

午後3時20分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。勝浦市におけるサルの生息範囲ということでございますが、今回の事業を実施するに当たって、うちのほうで生息範囲というふうに把握しているのは、主に西側といいますか、鴨川市寄りのほうを想定しております。実際そちらのほうからの目撃情報ですとか被害情報が多く入っておりますので、そちらのほうでサルを捕まえまして、発信機といいますか、生息範囲を正確に把握して、後々の駆除をする際のおり、わなの設置場所の、そちらのほうで決めていく材料にするということでございます。

あと緩衝帯のほうですが、議員おっしゃられていましたとおり、平成30年、令和元年、令和2年と3年間、県のほうで実施いたしましたイノシシ棲み家のほうをイメージしていただければと思うんですけれども、イノシシ棲み家につきましては県が実施しておりましたが、今回は国の補助金を使って事業のほうを実施したいというふうに考えております。

あと、すみません、サルの関係で補足させていただきます。今年度、千葉県の方が生息調査ということで事業を実施しておりますけれども、勝浦市のほうが事業するに当たっては、一旦捕まえまして、発信機を設置したりということでございますので、県とは別に、もう一度、調査のほうを令和7年度にさせていただくということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。鴨川のほうからというような話がございました。自分の仲間も農業やっています。杉戸地区の方もサルの被害に遭っていますよというような報告がございます。そうしますと、やはり今、農林水産課のほうで鳥獣被害のものがございまして、そういうところを総合的に考えて、有効な手を打ってほしいと思います。

それと生息環境管理というところなんですけれども、イノシシ撲滅と同様な形だということで、これは各地区でやはり再開してほしいというような意見が相当ありました。ということであれば、これを各地区、周知を徹底というか、中心に重点を置いて、しやすい仕方、また、この事業を実施する地区、これを大いに増やすことによって、やっぱり鳥獣対策につながるというふうに考えていますので。

この経費なんですけれども、生息環境管理は、多面的機能支払交付金事業、実施団体は多分4団体ありますが、同様な形で草刈りとかやっています。こういうような団体も、これが使うことが可能なのか。また、その同様な、田んぼとかじゃなくて、そうじゃないところで使いますよ。だから、山林の近くの多面的の範囲に入っていないところをしますよというようなことであれば、そういう多面的団体にも適用があるのかどうか。これをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。この事業につきましては、他事業で補助対象となっているものについては除かれるということで考えておりますので、多面的機能支払交付金の交付を受けている場合には適用されないものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。次の質問。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

続きまして、183ページ、消防費ということで、消防団管理運営経費4,935万1,000円ということなんですけども、これ言う前に、最初に、今、大船渡市で林野火災されていました、被災されました皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。

この中で、団員報酬の引上げにより、昨年4,685万4,000円から50万3,000円の増額となっています。質疑の内容は、防火による報酬についてお伺いしたいんですが、まず、今年になって火災発生が特に多くなっているように思います。1日3回も火災発生の防災無線が放送されたこともございます。また、先ほど申しましたように、県内県外でも大規模な火災が発生しています。

そこで、本市の1月からの火災発生数と火災の種類、夷隅郡市の火災発生状況についてお伺いします。

さらに、これまで放送の中で火災予防の放送もされていますが、火を取り扱う際は必ず消火用の水を用意するとともに最後までその場を離れないよう、風の日には枯れ草などを燃やさない旨の放送なんですけども、必ず消火用の水を用意とはどのような用意が適当なのか。ただバケツだけで1つだけ用意すればいいのか。やはりその枯れ草を消す準備というようなところだと思いますけども、水を用意だけではよく分からない。となってくると、それをもうちょっと具体的な形で、どういうふうに考えているのか。この2つ、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。初めに、本年1月から2月末までの火災発生状況について申し上げます。本市の火災発生件数は12件、このうち建物火災が2件、林野火災が1件、車両火災が1件、その他火災——その他火災とは主に農地等における枯れ草の焼却等による火災であります、こちらが8件となっております。夷隅郡内においては、いすみ市が25件、このうち建物火災が7件、林野火災が3件、その他火災15件、次に大多喜町が5件、このうち建物火災が1件、その他火災が4件、次に御宿町ですが、火災はありませんでした。

次に、消火用水の用意についてであります、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の例外として、農地や用水路等の管理、農作物の病虫害防除を目的として行われます稲わらや枯れ草の焼却等を行う際は、各自、その規模等に応じて対処しているものと存じます。用水路等に可搬式の小型揚水ポンプを設置し、ホースによる散水を行うよう準備する、また、付近に用水路等がなければ、軽トラックの荷台に貯水タンクを乗せて対処している事例や、背負い式の消火器具を用いている事例を見受けます。このような対策が適当ではないかと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。火災が多い。今、乾燥注意報が連続して出ているというようなところで、勝浦市が12件、いすみ市が25件、大多喜が5件ということで、多いのか

などということ。また、この時期につきましては、農作業の枯れ草を燃やすというようなところもありまして。

ただ、今の課長の中で、消火用の水というのはポンプをつけて、それで消火しますよというようなところというのは、また軽トラに乗ってねというのは、私はあまり見たことはないかなという気がします。そこまでのものではないし、昔は自分たちも燃やしていましたが、まだ若かった、複数でできたということであれば、その防火に対する意識もありますが、今はもう高齢になってきて、そうなってくると火は怖いものです。

今回も、この大船渡にしましては、もうあれだけ、2,100ヘクタールですか、燃えているというような大惨事に今なっているということも、小さな火から発生しているというようなところで、まず小さな火を消すためにはどうするのかというようなところを、やはり考えていなければいけないと思っています。

また、その中で消防団の使命の中では、市民の生活、財産を守ることということが含まれています。市民の財産、生命を守るということは、火を消すというのも一つの命ですけども、火を出さない、これが一番有効な手段だというふうに私は考えています。

この消防団報酬の引上げという中には、やはり防火というところを強化するような支給の仕方というのも一つの手なのかなというような形で考えています。

その他火災でよく、自分も消防団だったんですけども、その他火災に有効だとしましては、背負い式放水器というのが、これジェットシューターと言うんですけども、多分、当初予算では各消防団に3万8,000円の部分の単価のものがある。これを個人が3万8,000円を買って、それを装備しますよと。そうすると、すごく大変なことであります。

そうであれば、今、消防詰所には2つ、あるいは3つぐらいのジェットシューターはあります。これ消防の備品だから、一般の人が使うというのはちょっとどうなのかなということもあるんですけども、それをやはり市のほうで、防火の関係ですね。消防団から貸すんじゃなくて、その貸出し用のジェットシューターというものをして、消防団が管理しますよと。管理することになってくれば、それを貸出しということになると、その人が火を使っていますねというような形で、そういう横のつながりも出てくるのではないかと。そうなってくると、近くの消防団、そういうことも気にしながら、そういうことができるという作用もあるんですけども。その中で、そういう貸出しは不可能だと思いますけど、それを確認することが一つ。

また、消防防災課だけではなくて、空き家の関係の生活環境課、また農林水産課のほうの休耕地、農地の管理というような形であれば、民家に隣接する火災の起こりやすい休耕地、雑種の管理についても、やはり各区と共同して防火に取り組むことが必要と考えておりますが、市のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。背負い式消火器であるジェットシューターは、枯れ草等焼却時の初期消火に有効であります。今後、農業者等の枯れ草等焼却時におけるジェットシューターの活用等について、関係課、関係団体とともに協議検討してまいりたいと考えます。

また、防火対策として、雑草等が繁茂する休耕地ですとか空き地の管理については、当課、生活環境課及び農林水産課と連携するとともに、各区及び消防団と共同して、より一層、地域

の防火活動に取り組んでいく必要があると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。私も、去年の予算委員会だったと思います。その際には、やはり大楠地区で火災がありました。相当燃えました。そのときにも私、発言の中では、やはり消防団と地域の人が密接につながり合って、そういう休耕田あるいは枯れ草のところを対応するべきではないのかというような発言もさせていただきました。今回、本会議、これを発言してもらったということもあるし、現在のこの乾燥注意報の中では、やはりそれが一番有効な手段だと私は思っていますので、よろしくをお願いします。

先ほどの生息環境管理の内容では、緩衝帯でもある休耕田、雑種地の管理経費にも利用することが可能であるのかなと考えますが、これも各区でやることも一つなんですけども、今、高齢になってきますよということであれば、この事業を業者とかを利用して、この生息環境管理のものも含めて草刈り作業なども可能なかどうか、適用条件についてお答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。先ほどの生息環境管理、緩衝帯整備につきましては、区単位の申請ということは既に申し上げましたけれども、こちら区民の皆様で緩衝帯維持活動に対して補助を行うというものでございますので、区が業者に草刈り作業を委託するなど、業者を利用しての草刈りをされた場合には対象外というふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からは第25号 令和7年度一般会計予算、第9款教育費より、196ページ、中高生海外研修助成事業225万円について伺いたしたいと思います。

この事業については、事前に課長より御説明いただいております、国際感覚豊かな人材の育成を目指してということで、これまでは中学生に対して海外研修に決められたというんでしょうか、オーストラリアだったと思うんですが、今までの研修とは違って、希望する中学生、高校生が自分で研修内容、研修先も自分で選択をすると、自分で選ぶ、そして研修スケジュールも全て個人の希望で主体的にという国際感覚を身につけようという、本当に画期的な、全く今までと違った海外研修への補助事業となると思うんですが、これについて、この事業は全て行くまでというんでしょうか、希望国へ研修に行くまでの手続から、それから研修先となる国でのホームステイ、また学習内容とかプログラム、そういったことも全て自分で準備すると。自分で選んだ旅行会社とか、そういうところを通じてだとは思いますが、全て自分がやった上での、自分が準備してというんでしょうか、その上での申込みということになるんでしょうか。もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。現在考えているところでございますが、旅行会社等のホームページ等を拝見いたしますと、語学研修ですとか、スタディーツアーですとか、プログラムになっているものが販売されております。中には添乗員が同行したりですとか、現地のサポートスタッフがついていたりですとか、そういった全てパックになっているような研修旅行のほうから選ぶようなことを想定しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 確かにそういう、インターネット上にはいろんな企業とか、いろんな業者が、そういったことをやっていると思うんですね。でも、全ての御家族がそういったことに詳しいとは限らない。例えばお子さんも、それを希望する。でも、親御さんとしては、子どもがこういうところをしたいんだ、これ申し込みたいんだといった場合、すごく不安も抱えるんじゃないかなと思うんですが、学校として、教育委員会としてというんでしょうか、これを補助事業というふうにして助成事業として出すわけですから、何かしら、例えば行った先の保険だとか、いろんなことまで、ある程度の基準というのか、お子さんの相談、御家族の相談というところは、どこまで乗るというか、いうことで進めているんでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。事前にどのような旅行プログラムで行くのかというところを申請の段階で、こちらで把握いたします。その際に、そちらのその利用する旅行会社等の団体ですとか内容等については、こちらのほうで把握をし、そういった安全面のところでも、よく見ていきたいとは思っております。

ただ、実際に海外に渡航している間に、教育委員会や学校のほうで相談窓口ですとか、そういったものについては特に設けることはなく、もちろん連絡があれば対応はしたいと思っておりますけれども、そちらについて改めて周知するようなことは考えておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） これは、あくまでも個人的に選んだ、その旅行会社、あるいはそういう旅行会社のつくっている学習プログラム、スタディープログラムというものを選んだ本人が行くんだということで、きちっとした理解という、そここのところが難しいかなと思うんですね。親御さんからすれば、学校でこういうふうな助成事業があると言ったから、うちの子、行きたいと言ったのよみたいな、そんなトラブルがなったりしないように、その辺りのところもよくよく検討していただきたいし、あとは、その判定基準とか、そういったことも、その業者とか、あるいは中には出張中の家族のところへ帰りながらの、帰りっておかしいですね、出張中の、例えばお父さんが出張していると。そこに行きながら、こういうというような、そういうこともなくはないかなと思うんですが、個人的にいろんなものがあると思うんですが、その場合の判定基準とかを結構きちっと決められているんでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） 細かいところまでは実際には決めてはおりませんが、やはり何よりも安全に安心に行くことが大事だと思いますし、今まで行っていたものは、学校の教員が引率をし、同じ学年の同じ仲間で行くというところで、今回提案しているものとは安心度というのは異なるかと思いますが、より、議員もおっしゃるような、主体的に自分の目的に合ったものをというところで考えておりますので、このような形だと思っております。

---

## 延 会

○議長（佐藤啓史君） お諮りいたします。本日の日程は、まだ一部残っておりますが、この程度に

とどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。明3月5日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時42分 延会

---

#### 本日の会議に付した事件

1. 議案第9号～議案第24号の上程・質疑・委員会付託
1. 議案第25号～議案第28号の上程・質疑